

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------------|
| 2 | 地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・茨城県は、県税の賦課徴収に関する事務において税務総合オンラインシステム(以下、「現行税務システム」という。)を使用している。また、令和6年10月より、県税クラウドサービスを利用した次期税務総合オンラインシステム(以下、「次期税務システム」という。)が稼働予定である。
- ・現行税務システム及び次期税務システムでは、内部の不正利用を防止するため、職員の担当業務に応じて必要最小限度の権限を設定し、ユーザ権限を管理するとともにユーザID、利用画面、利用日時等をアクセス記録としてログ管理し、必要に応じた分析を行っている。
- ・システムの維持管理委託先に対しては、契約書において情報セキュリティの順守事項を設定し、委託先における不正利用や情報漏えいに対応している。

評価実施機関名

茨城県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年12月22日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

| |
|---------------------------------|
| I 基本情報 |
| (別添1) 事務の内容 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策 |
| V 開示請求、問合せ |
| VI 評価実施手続 |
| (別添3) 変更箇所 |

| システム3 | | | | | | | | | |
|---|--|---|-----------------------------------|---|---------------------------------------|----------------------------------|--|---|--|
| ①システムの名称 | 統合宛名管理システム | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>団体内の各業務システムと中間サーバとの連携を行うためのシステムであり、以下のような機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号管理・符号取得機能: 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け管理を行うとともに、中間サーバに対して符号の取得依頼を行う機能</p> <p>2 基本4情報管理機能: 中間サーバからの要求に応じて基本4情報を中間サーバへ通知する機能、住民基本台帳ネットワークシステムへの本人確認情報(一括提供機能)取得用ファイル出力機能や住民基本台帳ネットワークシステムからの基本4情報取り込み等の機能</p> <p>3 中間サーバ連携機能: 現行税務システム及び次期税務システムから情報照会用データを受領し、(文字コードの変換等を行った上で)中間サーバに登録を要求する機能及び照会結果を中間サーバから取得し、(文字コードの変換等を行った上で)現行税務システム及び次期税務システムに提供する機能(情報照会機能) 現行税務システム及び次期税務システムから情報提供用データを受領し、(文字コードの変換等を行った上で)中間サーバに他機関への回答のためのデータ登録を要求する機能(情報提供機能)</p> <p>4 庁内連携機能: 茨城県の他部署に特定個人情報を照会・提供する業務(情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会及び情報提供は異なる機関との間でしか行えないこととされているため、中間サーバ連携機能とは別の機能として扱っている。)</p> <p>5 職員認証・権限管理機能: 統合宛名管理システムを利用する職員の認証と、職員に付与された権限に基づき、特定個人情報へのアクセス制御等を行う機能</p> <p>6 システム管理機能: システム内の情報への職員のアクセスログを取得し、保存する機能のほか、データの暗号化、システムの稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p> | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ)</td> </tr> </table> | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム | <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ) | |
| <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ) | | | | | | | | | |

| | | |
|-------------|---|---------------------------------------|
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム |
| | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム |
| | <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム |
| | <input checked="" type="checkbox"/> その他（地方税ポータルセンタ） | |

システム6

| | |
|-------------|---|
| ①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分) |
| ②システムの機能 | <p>1 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2 茨城県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 茨城県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に基づく本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報から抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（ ） |

3. 特定個人情報ファイル名

【現行税務システム】税務総合オンラインシステムデータベースファイル
【次期税務システム】県税クラウドサービスデータベースファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

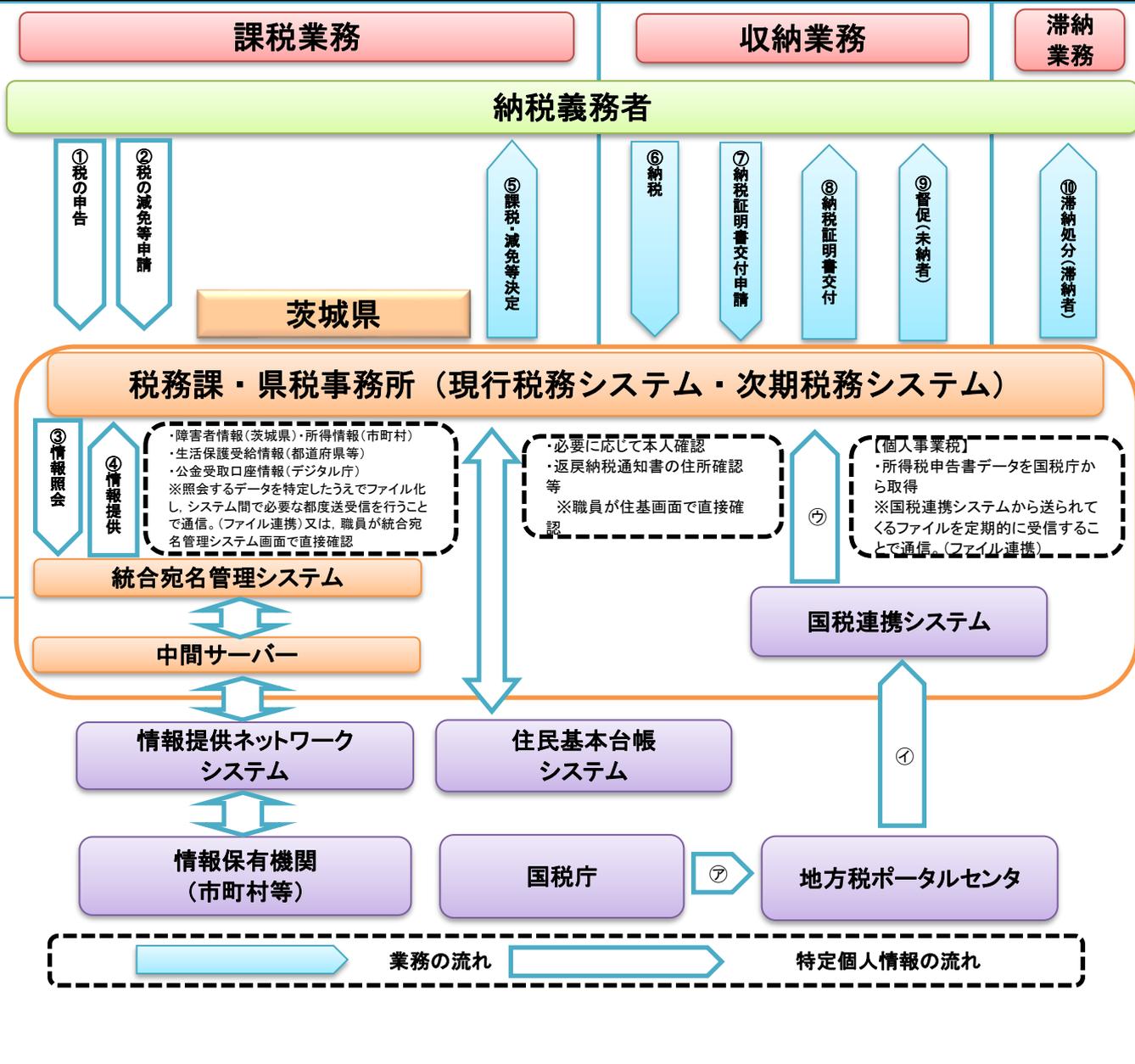
| | |
|---------------|--|
| ①事務実施上の必要性 | <p>○県税業務における公正で効率的な賦課、徴収事務を実施するために必要である。</p> <p>・これまで住所や氏名だけでは確認できていなかった個人の特定や同じ納税義務者で複数あるあて名の突合等をより正確に実施するために個人番号をキーとして使う。</p> <p>・県税の減免や低税率適用のため、資格証明情報(障害者情報、生活保護受給情報等)を取得する必要があるため。</p> |
| ②実現が期待されるメリット | <p>○県税業務における公正で効率的な賦課、徴収事務が実施できるようになる</p> <p>・個人の特定や同じ納税義務者で複数あるあて名の突合等の実施が見込まれる。</p> <p>・これまで、税の減免や低税率適用を実施するために、納税義務者に身体障害者手帳や生活保護受給証明書等を窓口に提出することを求めていたが、今後はそれらの書類を省略することができるため、納税義務者が書類を取得するために各機関を訪問するという時間的、金銭的な負担の軽減が見込まれる。</p> |

5. 個人番号の利用 ※

| | |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第一の16の項及び99の項 |
|--------|--|

| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
|----------------------------|---|
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号並びに別表第二の28の項 |
| 7. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 茨城県総務部税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |
| 8. 他の評価実施機関 | |
| | |

(別添1) 事務の内容



(備考)

地方税法等の規定に基づき、県税の課税、徴収、滞納処分等に係る事務を行う。

①税の申告: 納税義務者から税の申告を受ける。②税の減免等申請: 納税義務者から減免や軽減税率適用の申請を受ける。③情報照会: 減免等の資格情報(障害者情報、生活保護受給情報等)を情報保有機関(市町村等)へ照会する。(統合宛名管理システム、中間サーバー、情報提供ネットワークシステム経由)④情報提供: 情報保有機関から情報提供を受ける。(情報提供ネットワークシステム、中間サーバー、統合宛名管理システム経由)⑤課税・減免等決定: 申告内容に基づき税額算定を行い、課税し、減免等の申請があった場合は、情報保有機関から提供される情報等に基づき、減免等を決定する。⑥納税: 税金を収納する。⑦納税証明書交付申請: 希望者から納税証明書の交付申請を受ける。⑧納税証明書交付: 申請者の納税状況を確認し、証明書を交付する。⑨督促: 税の未納者に対して督促を行う。⑩滞納処分: 滞納者の財産の差押えや処分等を行う。

地方税の賦課徴収等に関する事務に必要な所得稅申告書等に関するデータの入手については、法令等に基づいて地方税共同機構を通じて行っている。

(国税庁からの所得稅申告書等データの受領)

㊦国税庁から、所得稅申告書等データが、専用回線を通じて地方税ポータルセンタに送信される。㊧地方税ポータルセンタは、所得稅申告書等データをLGWANを通じて国税連携システムに送信する。㊨国税連携システムから、所得稅申告書等データを取得し、現行税務システム及び次期税務システムに格納する。

(データの印刷、閲覧)

国税連携システムに格納されているデータの閲覧、印刷等をする。

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|-----------------------------------|---|
| 【現行税務システム】税務総合オンラインシステムデータベースファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | ・県税の納税義務者 ・課税に係る調査対象者 |
| その必要性 | 公正で効率的な県税業務を実施するために特定個人情報を保有する必要がある。(個人の特定、同じ納税義務者で複数あるあて名の突合、税の減免決定や低税率適用など) |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報) |
| その妥当性 | 1 個人番号及びその他識別情報(内部番号): 納税義務者を正確に識別するため 2 4情報/連絡先: ①納税義務者を識別するため②納税通知書等の送付先を確認するため③納税義務者に連絡するため 3 国税関係情報: 課税対象者の所得情報を確認し、適正な課税を実施するため 4 地方税関係情報: 軽減税率を適用するため 5 障害者福祉関係情報: 障害者に対する税の減免を決定するため 6 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護受給者に対する税の減免を決定するため 7 口座登録・連携ファイル関係情報: 公金受取口座に還付金の振り込みを実施するため |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月4日 |
| ⑥事務担当部署 | 茨城県総務部税務課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|---|--|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市町村課、情報システム課、障害福祉課、福祉政策課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、他の都道府県) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (LGWAN) | |
| ③入手の時期・頻度 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税の課税にかかる事務(通常月1回、繁忙期週1回) ・自動車税種別割や個人事業税の減免や狩猟税の低税率適用等、課税に係る事務(随時) ・賦課徴収の調査のための事務(随時) ・過誤納金等の還付にかかる事務(随時) | |
| ④入手に係る妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税の課税のため、国税当局に提出された個人番号が記載された所得税申告書情報を国税連携システムを通じて受領している。(地方税法第72条の59) ・納税義務者が提出する申告書、届出書等に特定個人情報を記載してもらうことで県税事務に必要な情報を入手する。(番号法第9条第1項並びに別表第一の16の項) ・税の減免等を納税義務者が申請した場合は、減免等の資格の有無を確認するため情報提供ネットワークシステムを通して市町村や関係機関から必要な情報を入手する。(番号法第19条第8号並びに別表第二の28の項) ・納税義務者から還付金の受取口座を公金受取口座とする旨の意思表示があった場合は、情報提供ネットワークシステムを通して関係機関から必要な情報を入手する。(番号法第19条第8号並びに別表第二の28の項) | |
| ⑤本人への明示 | <p>あらかじめ申告書等の書面において、特定個人情報の利用目的等を明示する。加えて、本人若しくは代理人から窓口で入手する際には、その利用目的を口頭で説明する。</p> | |
| ⑥使用目的 ※ | <p>公正で効率的な県税事務の実施</p> | |
| | 変更の妥当性 | — |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 総務部税務課 |
| | 使用者数 | <p>[100人以上500人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> |
| ⑧使用方法 ※ | <p>1 課税に関する事務 課税の基礎となる申告及び届出情報に関する管理を行う。</p> <p>2 収納に関する事務 収納、還付、充当や督促などの収納管理に関する事務を行う。</p> <p>3 滞納に関する事務 滞納者情報を管理するための事務を行う。</p> <p>4 あて名に関する事務 納税義務者情報の特定や突合を行い、現行税務システムで保有しているあて名情報の管理を行う。</p> | |
| | 情報の突合 ※ | <p>1 課税に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者から税の減免申請があった場合は、情報提供ネットワークを通じて市町村等関係機関から入手した情報と申請内容(減免要件)を突合して確認する。 ・納税義務者から低税率適用申請があった場合は、情報提供ネットワークを通じて市町村から入手した所得情報等と申請内容(所得要件等)を突合して確認する。 <p>上記1～3に係る4 あて名に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税の課税、徴収のため住所等の納税義務者の個人情報を確認する。 ・一人で複数のあて名を保有している納税義務者情報を個人番号をキーにして名寄せ、突合する。 |

| | | |
|-----------------------------|---|---|
| | 情報の統計分析 ※ | 県税の賦課徴収に係る統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を識別しうる統計や分析は行わない。 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | ・税の減免決定(個人事業税、狩猟税、自動車税種別割、自動車税環境性能割) ・低税率適用決定(狩猟税) |
| ⑨使用開始日 | | 平成28年1月1日 |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
| 委託の有無 ※ | [<input type="checkbox"/> 委託する] (<input type="checkbox"/>) 件 | <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない |
| 委託事項1 | 現行税務システムの維持管理 | |
| ①委託内容 | 現行税務システムの維持管理(障害対応、プログラム改修、データ補正等) | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] | <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 県税の納税義務者及び課税調査対象者 |
| | その妥当性 | 障害対応やプログラム改修、データ補正等、システムを適切に維持、管理するためには、システムが保有するデータを委託先が把握する必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | [10人未満] | <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (庁内LAN) | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 委託先を決定した場合は茨城県のホームページで公表している。 | |
| ⑥委託先名 | (株)日立製作所 | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [<input type="checkbox"/> 再委託する] |
| | ⑧再委託の許諾方法 | ①再委託の理由、②再委託先、③再委託の内容、④再委託先が取り扱う情報、⑤再委託先に対する監督の方法等を書面により委託先に提出させ、その妥当性を勘案のうえ内部決裁を経て再委託を許諾する。再委託先は、秘密保持や個人情報保護等について委託先と同様の義務を負う。 |
| | ⑨再委託事項 | 維持管理業務における問合せ対応、プログラム改修等 |
| 委託事項2 | 現行税務システムの運用管理 | |
| ①委託内容 | 現行税務システムの運用管理(サーバ管理、端末管理、システムインテグレート等) | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの一部] | <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 県税の納税義務者及び課税調査対象者 |
| | その妥当性 | サーバ管理、端末管理、システムインテグレート等、システムを適切に管理するためには、システムが保有するデータを委託先が把握する必要がある。 |

| | |
|---------------------|--|
| <p>③消去方法</p> | <p><現行税務システム及び文書における措置> ①保管期間を過ぎたデータはシステムから消去している。 ②保管期間を過ぎた申告書等の紙媒体の特定個人情報については、裁断、溶解処理により処分している。 ③サーバ及び周辺機器等のリース返却時は、職員立会いの下でリース業者に磁気破壊によるハードディスク内の情報消去及び物理的破壊を行わせ、そのうえで「データ消去証明書」を提出させる。 ④現行税務システムの運用管理及び維持管理委託業者に対しては、契約事項において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに茨城県へ返還するか茨城県の指示に従い破棄させている。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> 保管期限を過ぎたデータはシステムから消去することとし、委託業者には契約事項において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに茨城県へ返還するか茨城県の指示に従い破棄させている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> システムの運用機関が定めた手引き書に基づきデータを消去している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は茨城県からの操作によって実施される。なお、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者がディスク交換やハード更改等以外で特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、茨城県から中間サーバの構築・運用に関する委任を受けている地方公共団体情報システム機構の立会いの上、物理的破壊及び専用ソフト等を利用して完全に消去を行う。</p> |
| <p>7. 備考</p> | |
| <p>特になし</p> | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■あて名管理

あて名マスタ(32項目)

あて名あて名番号,あて名履歴番号,あて名県税事務所コード,あて名法・個人区分,あて名氏名・名称(漢字),あて名氏名・名称(カナ),あて名前後区分,あて名組織分類,あて名個別郵便番号,あて名住所コード,あて名番地・方書(漢字),あて名番地・方書(カナ),あて名自宅・本社TEL,あて名携帯電話,あて名営業所・他TEL,あて名生年月日・設立年月日,あて名変更事由コード,あて名変更事由補足,あて名性別コード,あて名住所非公開フラグ,あて名個人・法人番号,あて名真正性状態コード,あて名入手元,あて名団体内統合あて名番号,あて名削除フラグ,登録更新日付,登録更新時刻,登録更新ユーザID,あて名移動日,あて名予備1,あて名予備2,あて名予備3

あて名履歴マスタ(32項目)

あて名あて名番号,あて名履歴番号,あて名県税事務所コード,あて名法・個人区分,あて名氏名・名称(漢字),あて名氏名・名称(カナ),あて名前後区分,あて名組織分類,あて名個別郵便番号,あて名住所コード,あて名番地・方書(漢字),あて名番地・方書(カナ),あて名自宅・本社TEL,あて名携帯電話,あて名営業所・他TEL,あて名生年月日・設立年月日,あて名変更事由コード,あて名変更事由補足,あて名性別コード,あて名住所非公開フラグ,あて名個人・法人番号,あて名真正性状態コード,あて名入手元,あて名団体内統合あて名番号,あて名削除フラグ,登録更新日付,登録更新時刻,登録更新ユーザID,あて名移動日,あて名予備1,あて名予備2,あて名予備3

あて名検索キーマスタ(9項目)

あて名あて名番号,あて名氏名検索キー,あて名新漢字検索キー,あて名氏名カナ検索キー,あて名住所コード,番地検索キー,あて名法・個人区分,あて名組織コード,あて名削除フラグ

あて名登録キーマスタ(17項目)

あて名あて名番号,あて名登録キー,あて名税目コード,あて名県税事務所コード,あて名分離・併合フラグ,あて名削除フラグ,あて名口座振口座SEQ,あて名還付口座SEQ,あて名送付先SEQ,あて名連帯納税者SEQ,登録更新日付,登録更新時刻,登録更新ユーザID,あて名移動日,あて名予備1,あて名予備2,あて名予備3

あて名証跡履歴マスタ(12項目)

業共通ユーザID,あて名証跡日付,あて名証跡履歴番号,あて名証跡時刻,あて名個人・法人番号,あて名あて名番号,あて名履歴番号,あて名証跡画面ID,あて名削除フラグ,登録更新日付,登録更新時刻,登録更新ユーザID

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|--------------------------------|---|
| 【次期税務システム】県税クラウドサービスデータベースファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | ・県税の納税義務者 ・課税に係る調査対象者 |
| その必要性 | 公正で効率的な県税業務を実施するために特定個人情報を保有する必要がある。(個人の特定、同じ納税義務者で複数あるあて名の突合、税の減免決定や低税率適用など) |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報) |
| その妥当性 | 1 個人番号及びその他識別情報(内部番号): 納税義務者を正確に識別するため 2 4情報/連絡先: ①納税義務者を識別するため②納税通知書等の送付先を確認するため③納税義務者に連絡するため 3 国税関係情報: 課税対象者の所得情報を確認し、適正な課税を実施するため 4 地方税関係情報: 軽減税率を適用するため 5 障害者福祉関係情報: 障害者に対する税の減免を決定するため 6 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護受給者に対する税の減免を決定するため 7 口座登録・連携ファイル関係情報: 公金受取口座に還付金の振り込みを実施するため |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 令和6年10月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 茨城県総務部税務課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | | | | | | | |
|-------------------|---|--|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市町村課、情報システム課、障害福祉課、福祉政策課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、他の都道府県) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (LGWAN) | | | | | | | | |
| ③入手の時期・頻度 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税の課税にかかる事務(通常月1回、繁忙期週1回) ・自動車税種別割や個人事業税の減免や狩猟税の低税率適用等、課税に係る事務(随時) ・賦課徴収の調査のための事務(随時) ・過誤納金等の還付にかかる事務(随時) | | | | | | | | |
| ④入手に係る妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税の課税のため、国税当局に提出された個人番号が記載された所得税申告書情報を国税連携システムを通じて受領している。(地方税法第72条の59) ・納税義務者が提出する申告書、届出書等に特定個人情報を記載してもらうことで県税事務に必要な情報を入手する。(番号法第9条第1項並びに別表第一の16の項) ・税の減免等を納税義務者が申請した場合は、減免等の資格の有無を確認するため情報提供ネットワークシステムを通して市町村や関係機関から必要な情報を入手する。(番号法第19条第8号並びに別表第二の28の項) ・納税義務者から還付金の受取口座を公金受取口座とする旨の意思表示があった場合は、情報提供ネットワークシステムを通して関係機関から必要な情報を入手する。(番号法第19条第8号並びに別表第二の28の項) | | | | | | | | |
| ⑤本人への明示 | あらかじめ申告書等の書面において、特定個人情報の利用目的等を明示する。加えて、本人若しくは代理人から窓口で入手する際には、その利用目的を口頭で説明する。 | | | | | | | | |
| ⑥使用目的 ※ | 公正で効率的な県税事務の実施 | | | | | | | | |
| | 変更の妥当性 | — | | | | | | | |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 総務部税務課 | | | | | | | |
| | 使用者数 | [100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢> | | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | |
| ⑧使用方法 ※ | 1 課税に関する事務 課税の基礎となる申告及び届出情報に関する管理を行う。 2 収納に関する事務 収納、還付、充当や督促などの収納管理に関する事務を行う。 3 滞納に関する事務 滞納者情報を管理するための事務を行う。 4 あて名に関する事務 納税義務者情報の特定や突合を行い、次期税務システムで保有しているあて名情報の管理を行う。 | | | | | | | | |
| | 情報の突合 ※ | 1 課税に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者から税の減免申請があった場合は、情報提供ネットワークを通じて市町村等関係機関から入手した情報と申請内容(減免要件)を突合して確認する。 ・納税義務者から低税率適用申請があった場合は、情報提供ネットワークを通じて市町村から入手した所得情報等と申請内容(所得要件等)を突合して確認する。 上記1～3に係る4 あて名に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・県税の課税、徴収のため住所等の納税義務者の個人情報を確認する。 ・一人で複数のあて名を保有している納税義務者情報を個人番号をキーにして名寄せ、突合する。 | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------------------------|---|---|-----------------------------|
| | 情報の統計分析 ※ | 県税の賦課徴収に係る統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を識別しうる統計や分析は行わない。 | |
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | ・税の減免決定(個人事業税、狩猟税、自動車税種別割、自動車税環境性能割) ・低税率適用決定(狩猟税) | |
| ⑨使用開始日 | | 令和6年10月1日 | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | |
| 委託の有無 ※ | [委託する] (1) 件 | <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない | |
| 委託事項1 | 次期税務システムの運用維持管理 | | |
| ①委託内容 | 次期税務システムの運用維持管理(障害対応、プログラム改修、データ補正等) | | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] | <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 | |
| | 対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 県税の納税義務者及び課税調査対象者 | |
| | その妥当性 | 障害対応やプログラム改修、データ補正等、システムを適切に維持、管理するためには、システムが保有するデータを委託先が把握する必要がある。 | |
| ③委託先における取扱者数 | [100人以上500人未満] | <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)) | | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 委託先を決定した場合は茨城県のホームページで公表している。 | | |
| ⑥委託先名 | 株式会社NTTデータ | | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託する] | <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | ①再委託の理由、②再委託先、③再委託の内容、④再委託先が取り扱う情報、⑤再委託先に対する監督の方法等を書面により委託先に提出させ、その妥当性を勘案のうえ内部決裁を経て再委託を許諾する。再委託先は、秘密保持や個人情報保護等について委託先と同様の義務を負う。 | |
| | ⑨再委託事項 | 運用維持管理業務における問合せ対応、プログラム改修等 | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | | | |
| 提供・移転の有無 | [] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない | | |

6. 特定個人情報の保管・消去

| | | | | | |
|----------------|--|-----------|---|--------------|--|
| <p>①保管場所 ※</p> | <p><次期税務システムにおける措置> ①次期税務システムのデータはデータセンター内に設置され、委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視する。 ②データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用する。 ③データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠する。 ④サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止する。 ⑤バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管し、データセンターと同等のセキュリティとする。 ⑥業務端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行う。 ⑦電子記録媒体については、利用時以外は施錠できる保管庫に保管する。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①統合宛名管理システムを含む機器類はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置されたデータベース内に保存される。</p> <p><国税連携システムにおける措置> ①入退室管理を実施しているサーバ室において保管している。 ②サーバへのアクセスはID、パスワードによる認証を必要としている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | | | | |
| <p>②保管期間</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1012 466 1153"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="466 1012 1519 1153"> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1153 466 1624"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="466 1153 1519 1624"> <p><次期税務システムにおける措置> 地方税法第17条の5の定める更正、決定等の期間制限内(7年)は、情報を保管する必要がある。ただし、未納の納税者に係る情報については、上記の期間に関わらず保管する必要がある過去の記録を保存する必要がある。</p> <p><文書における措置> 文書等の保存期間について、茨城県文書等整理保存規程において「県税の賦課及び徴収に関する文書等で重要なもの」の保存期間を最長で10年としているため。</p> <p><統合宛名管理システム及び中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 番号法等で定める情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報提供等の記録保管期限(7年)を目途に保管する。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 国税連携システムのデータ保管期間は、ハードウェア構成において、最大2年間となっているため国税連携データの保管期間は2年としている。</p> </td> </tr> </table> | <p>期間</p> | <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> | <p>その妥当性</p> | <p><次期税務システムにおける措置> 地方税法第17条の5の定める更正、決定等の期間制限内(7年)は、情報を保管する必要がある。ただし、未納の納税者に係る情報については、上記の期間に関わらず保管する必要がある過去の記録を保存する必要がある。</p> <p><文書における措置> 文書等の保存期間について、茨城県文書等整理保存規程において「県税の賦課及び徴収に関する文書等で重要なもの」の保存期間を最長で10年としているため。</p> <p><統合宛名管理システム及び中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 番号法等で定める情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報提供等の記録保管期限(7年)を目途に保管する。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 国税連携システムのデータ保管期間は、ハードウェア構成において、最大2年間となっているため国税連携データの保管期間は2年としている。</p> |
| <p>期間</p> | <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> | | | | |
| <p>その妥当性</p> | <p><次期税務システムにおける措置> 地方税法第17条の5の定める更正、決定等の期間制限内(7年)は、情報を保管する必要がある。ただし、未納の納税者に係る情報については、上記の期間に関わらず保管する必要がある過去の記録を保存する必要がある。</p> <p><文書における措置> 文書等の保存期間について、茨城県文書等整理保存規程において「県税の賦課及び徴収に関する文書等で重要なもの」の保存期間を最長で10年としているため。</p> <p><統合宛名管理システム及び中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 番号法等で定める情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報提供等の記録保管期限(7年)を目途に保管する。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 国税連携システムのデータ保管期間は、ハードウェア構成において、最大2年間となっているため国税連携データの保管期間は2年としている。</p> | | | | |

| | |
|--------------|---|
| <p>③消去方法</p> | <p><次期税務システム及び文書における措置> ①保管期間を過ぎたデータはシステムから消去している。 ②保管期間を過ぎた申告書等の紙媒体の特定個人情報については、裁断、溶解処理により処分している。 ③サーバ及び周辺機器等のリース返却時は、機器の撤去に当たり、ディスク等記録媒体を保有する機器について、職員立会いの下で、リース業者に磁気破壊及び物理破壊を行わせ、その上で「作業証明書」を提出させる。県税クラウドサービスでは、データを削除する際は、ストレージ等で複製されている全てのデータについて削除するとともに、ハードディスクドライブの破棄時は破壊破棄し、廃棄証明を受領する。 ④次期税務システムの運用管理委託業者に対しては、契約事項において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに茨城県へ返還するか茨城県の指示に従い破棄させることとする。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> 保管期限を過ぎたデータはシステムから消去することとし、委託業者には契約事項において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに茨城県へ返還するか茨城県の指示に従い破棄させている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> システムの運用機関が定めた手引き書に基づきデータを消去している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は茨城県からの操作によって実施される。なお、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者がディスク交換やハード更改等以外で特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、茨城県から中間サーバの構築・運用に関する委任を受けている地方公共団体情報システム機構の立会いの上、物理的破壊及び専用ソフト等を利用して完全に消去を行う。</p> |
| <p>7. 備考</p> | |
| <p>特になし</p> | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

①共通番号ファイル

納税者番号、基本情報履歴連番、共通番号、支店番号、人格区分、氏名名称、通称名、アルファベット氏名、旧氏名、氏名称カナ、通称名カナ、アルファベット氏名カナ、旧氏名カナ、市町村コード、住所、開始年月日、照会年月日、性別、一括照会フラグ、一括照会状態、真正性確認年月日、真正性確認状態、共通番号取得源、外字情報氏名外字数、外字情報住所外字数、外字情報旧氏外字数、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、登録事由コード、異動年月日、異動事務所コード、異動税目コード、異動事由コード、統合宛名番号、統合宛名連携年月日、統合宛名連携区分、メモ、ユーザID、生存状況、外部IF特定キー、外部IF税目コード、外部IF事務所コード

②国税申告ファイル

国税データ連番、事務所コード、局署番号、整理番号、利用者識別番号、提出年月日、異動事由、取込区分、異動年月日、課税年度、申告区分、営業等収入金額、他事業収入金額、不動産収入金額、総合譲渡短期収入金額、総合譲渡長期収入金額、一時収入金額、営業等所得金額、他事業所得金額、不動産所得金額、利子所得金額、配当所得金額、給与所得金額、雑所得(その他)、総合譲渡一時、総合課税所得金額、分離課税所得金額、総合譲渡一時所得金額、総所得金額、合計所得金額、合計所得控除額、前営業所得金額、前不動産所得金額、前農業所得金額、前雑所得金額、前総合譲渡一時、申告納税額、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、障害者控除額、寡婦・寡夫控除額、非課税所得等番号、非課税所得等所得金額、不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額、事業用資産譲渡損失額、他都道府県事務所等区分、台帳番号、一連番号、バッチ番号、バッチ内一連番号、受信日付、ファイル名、郵便番号、市町村コード、住所、住所カナ、1月1日住所、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、職業、青白区分、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日、正確事実発生日、障害者氏名、イメージファイル格納場所、開始・廃止の区分(区分コード)、損失区分(区分コード)、損失区分(区分名)、上の(26)に対する税額又は第三表の(86)、専従者給与(控除)額合計、申告書第二_住所以外の事業所所在地、申告書第二_源泉徴収所得の種類1、申告書第二_所得の生ずる場所1、申告書第二_支払者の氏名1、申告書第二_収入金額1、申告書第二_源泉徴収所得の種類2、申告書第二_所得の生ずる場所2、申告書第二_支払者の氏名2、申告書第二_収入金額2、申告書第二_源泉徴収所得の種類3、申告書第二_所得の生ずる場所3、申告書第二_支払者の氏名3、申告書第二_収入金額3、申告書第二_源泉徴収所得の種類4、申告書第二_所得の生ずる場所4、申告書第二_支払者の氏名4、申告書第二_収入金額4、申告書第二_源泉徴収所得の種類5、申告書第二_所得の生ずる場所5、申告書第二_支払者の氏名5、申告書第二_収入金額5、申告書第二_源泉徴収所得の種類6、申告書第二_所得の生ずる場所6、申告書第二_支払者の氏名6、申告書第二_収入金額6、申告書第二_次葉合計金額、申告書第二_専従者給与(控除)額の合計額、申告書第二_専従者給与(控除)内訳1、申告書第二_専従者給与(控除)内訳2、申告書第二_専従者給与(控除)内訳3、申告書第二_雑所得等所得の種類1、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所1、申告書第二_雑所得等所得の金額1、申告書第二_雑所得等所得の種類2、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所2、申告書第二_雑所得等所得の金額2、申告書第二_雑所得等所得の種類3、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所3、申告書第二_雑所得等所得の金額3、申告書第二_雑所得等所得の種類4、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所4、申告書第二_雑所得等所得の金額4、申告書第二_特例適用条文等、申告書第二_損益通算特例適用前不動産所得、事業所読み、事業所名称、事業所郵便番号(上3桁)、事業所郵便番号(下4桁)、事業所住所、事業所屋号、事業所電話番号(市外局番)、事業所電話番号(市内局番)、事業所電話番号(加入者番号)、登録済区分、関連番号

③不動産納税者予定ファイル

一括取込番号、納税者連番、納税者番号、納税者区分、人格区分、法人格コード、法人格前後コード、氏名称カナ、氏名名称、支店営業所名、納税者住所コード、納税者郵便番号、納税者住所、納税者番地、納税者方書、電話番号、携帯電話番号、持分分子、持分分母、納税者失格区分、宅建業者区分、名寄せ項目エラー有無、名寄せ結果、エラー状態区分、関連番号

④賦課予定ファイル

国税番号、課税番号、事務所コード、事業年、課税すべき年度、課税年度、申告処理区分、異動年月日、国税異動事由、処理年月日、決議年月日、納期選択区分、1期納期限、2期納期限、調定額、1期調定額、2期調定額、局署番号、利用者識別番号、主業種区分、国税業種大分類、国税業種小分類、青白区分、所得税区分、配偶者区分、帳票出力区分、分割区分、分割総数、分割本県分数、税額算出区分、措置法適用区分、処理区分1、処理区分2、処理区分3、業種区分1、業種区分2、業種区分3、職業1、職業2、職業3、収入金額1、収入金額2、収入金額3、所得金額1、所得金額2、所得金額3、青色申告特別控除額1、青色申告特別控除額2、青色申告特別控除額3、非課税区分1、非課税区分2、非課税区分3、非課税額1、非課税額2、非課税額3、業種税率1、業種税率2、業種税率3、業種別課税標準総額1、業種別課税標準総額2、業種別課税標準総額3、業種別課税標準本県分1、業種別課税標準本県分2、業種別課税標準本県分3、業種別税額1、業種別税額2、業種別税額3、課税標準総額、課税標準本県分、事業月数、事業主控除額、事業専従者数、事業専従者控除額、旧非課税特例控除額、損失繰越控除額、被災損失繰越控除額、資産譲渡損失控除額、譲渡損失繰越控除額、外国所得控除額、所得税算入額区分、所得税算入額、所得税専従者数、所得税専従者控除額、社会保険収入金額、社会保険所得金額、自由診療所得金額、総所得金額、減免区分、減免額、国税新規、納税者番号、郵便番号、市町村コード、住所、住所カナ、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日、管轄外区分、名寄せ有区分、県税業種無区分、兼業有区分、医業業種区分、不動産有区分、エラー状態区分、臨戸調査区分、課免等対象課税標準額、イメージファイル格納場所、付箋1、付箋2、付箋3、関連番号、身元確認区分、番号確認区分、その他控除額

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| | |
|--|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 【現行税務システム】税務総合オンラインシステムデータベースファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等に基づいて提出される申告書によって入手できる情報は、法令により当該納税者に関するものに限定されており、当該納税者以外の情報を誤って記載することのないよう、記載例等を作成、配布することで、防止を図っている。 ・国税連携システムによる入手の場合、国税庁が茨城県を送信先と設定し、対象者以外の情報を入手できないようにシステム制御している。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・様式を定める際、申告者等が必要な情報以外を誤って記載することがないような工夫を講じるとともに、記載例等を作成、配布することで、防止を図っている。 ・国税連携システムによる入手の場合、国税庁が茨城県を送信先と設定し、対象者以外の情報を入手できないようにシステム制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外の情報を入手できないように措置を講じている。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・様式を定める際に、特定個人情報の使用目的について明示するとともに、書面の提供を求める際に入手する特定個人情報の使用目的を説明した上で、地方税法等の規定に基づく様式によって特定個人情報を入手している。郵送で提供を求める際には、「提出先所属名」、「担当部署」、「税目」等を明記させることとし、誤った部署で情報の入手が行われることがないようにしている。 ・国税連携システムによる入手の場合、地方税ポータルセンタにより接続先が固定されており、国税庁、認定委託先事業者及び地方公共団体としか繋がっておらず、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外を入手することができない。また、ID、パスワードによるログイン認証を行い、サーバへのアクセス権限を管理することでユーザーを限定している。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人申請の場合（下記の①～③のいずれかの書類の明示を求め、本人確認を実施する。郵送の場合には、これらの書類の写しを添付書類として同封することを求める。） <ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号カード ② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等の書類 ③ 上記①から③が困難である場合は、以下の書類を2つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ア 公的医療保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署等から発行された書類その他これに類するもの ・番号法第16条に基づく代理人申請の場合（下記の①～③のいずれかの書類の提示を求め、本人確認を実施する。） <ul style="list-style-type: none"> ① 委任状など代理権を確認できる書類 ② 代理人の身分を確認できる書類（個人番号カード、運転免許証など） ③ 本人の個人番号を確認できる書類（個人番号カードなど本人の個人番号を確認できる書類の写し） ・他の機関、庁内連携等により入手する場合 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、茨城県（税務課）が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人、代理人からの申請による入手 上記のとおり、本人確認の措置の際に提示された個人番号カード、通知カード等の書類を確認することにより、特定個人情報入手の段階において、その正確性を確保している。 ・他の機関、庁内連携等による入手 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、茨城県（税務課）が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 |

| | |
|---|---|
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | <p>・本人、代理人からの申請による入手 上記のとおり、本人確認の措置の際に提示された個人番号カード、通知カード等の書類を確認することにより、特定個人情報入手の段階において、その正確性を確保している。</p> <p>・他の機関、庁内連携等による入手 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手することが前提となっており、当該情報の正確性の確保は入手元に委ねられる。</p> |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>・本人、代理人からの申請による入手 窓口で入手する際には、仕切り等によって周りの目に触れないようにし、受領後も物理的に一般の方の手に届かない場所に保管するよう取扱いを定めるなど、受け取った書類の一時保管場所、保管方法を具体的に定め、書類の管理を徹底している。 また、郵送で申請する際には、「提出先所属名」、「担当部署」、「税目」等を申請者に明記させ、誤送の防止を図っている。</p> <p>・国税連携システムによる入手の場合 国税庁から地方税ポータルセンタまでは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタから国税連携システムまでは、閉鎖回線であるLGWANを利用するとともに暗号化通信を行っている。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 利用者毎にアクセス権限を設定し、事務に必要な範囲の特定個人情報のみアクセスできるよう制御している。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | <p>・現行税務システムにおいては、税務に関係のない情報を保有しない。</p> <p>・現行税務システムから他のシステムへの情報照会には業務に必要な情報のみを照会するようにシステムで制限している。</p> |
| その他の措置の内容 | <p>・現行税務システムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止しており、やむを得ず複写する場合は、情報セキュリティ管理者(税務課長、県税事務所長)の許可を前提とすることで、情報管理を実施している。なお、複写したデータについては、暗号化及びパスワード設定をしようえで情報セキュリティ管理者の監督のもと管理するとともに、消去年月日、処分方法を許可申請書に記載させることで併せて管理している。</p> <p>・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御しており、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定しないと複写できない仕組みになっている。また、操作ログについても定期的な分析を実施している。</p> <p>・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条)。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、現行税務システムに接続しても認識されないよう制御している。</p> <p>・現行税務システムへのログインはユーザーID、パスワード、認証デバイス(※)によるユーザー認証、ワンタイムパスワードにより制御している。(※認証デバイス:ユーザーを認証するためのデバイス。現行税務システムではユーザーが直接接触することでログインIDを認証し、ワンタイムパスワードを生成する。)</p> <p>・現行税務システムの利用者及び利用時間を8年間記録し、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行っている。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。</p> <p>・職員に発行する認証デバイスごとに担当業務を勘案したユーザー権限を設定することで、各職員の現行税務システムへのアクセス権限を必要最小限度のものにしている。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

| | | |
|---|---|---|
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] | <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行税務システムへのログインはユーザーID、パスワード、認証デバイスによるユーザー認証、ワンタイムパスワードにより実施しており、不正なアクセスを制御している。 ・認証デバイスは、毎年度職員数及び職員の担当業務を勘案して税務課が発行、管理している。 | |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | [行っている] | <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限は、毎年度各所属毎に職員数及び職員の担当業務を勘案して情報セキュリティ管理者(税務課長、県税事務所長)の決裁を経て税務課が権限の設定、管理をしている。 ・税務課において、税務職員に認証デバイスを貸与し、当該職員が異動や退職等をした場合は、返納させている。 ・認証デバイスについては、税務課及び県税事務所のセキュリティ管理者へ交付し、セキュリティ管理者を通して職員へ貸与・返納する。貸与・返納にあたっては、認証デバイスの管理簿を作成し、貸与日や返却日等の記録を残すこととしている。 ・異動や退職で不要になった認証デバイスは、税務課及び県税事務所のセキュリティ管理者にて回収し、税務課のシステム管理者へ返却する。返却された認証デバイスについては、鍵付きのロッカーで保管する。 ・認証デバイスが使用できなくなった場合や紛失した場合は、速やかに税務課に報告させている。 | |
| アクセス権限の管理 | [行っている] | <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、税務課において職員の担当業務に応じて必要最小限のアクセス権限を設定し、「認証デバイス・ユーザ権限管理表」を作成して管理している。年度途中で権限の変更申請があった場合は、その都度、担当業務に応じて権限を変更しており、変更履歴も記録している。 ・「認証デバイス・ユーザ権限管理表」には、権限を付与した全てのユーザーを記録しており、税務課において管理している。 | |
| 特定個人情報の使用の記録 | [記録を残している] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行税務システムにおいては、利用ユーザーID、利用画面、利用日時等をアクセス記録としてログ管理し、8年間保管するとともに、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行っている。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。 | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員に発行する認証デバイスごとに担当業務を勘案したユーザー権限を設定することで各職員のシステムへのアクセス権限を必要最小限度のものにしている。 ・現行税務システムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止しており、やむを得ず複写する場合は、情報セキュリティ管理者(税務課長、県税事務所長)の許可を前提とすることで、厳格な情報管理を実施している。なお、複写したデータについては、暗号化及びパスワード設定をしたうえで情報セキュリティ管理者の監督のもと管理するとともに消去年月日、処分方法を許可申請書に記載させることで併せて管理している。 ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御しており、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定しないと複写できない仕組みになっている。また、操作ログについても定期的な分析を実施している。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条)。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、現行税務システムに接続しても認識されないよう制御している。 ・現行税務システムへのログインはユーザーID、パスワード、認証デバイスによるユーザー認証、ワンタイムパスワードにより実施しており、不正なアクセスを制御している。 ・利用ユーザーID、利用画面、利用日時等をアクセス記録としてログ管理し、8年間保管することで不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行っている。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。 ・新任税務職員研修において情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の適切な取扱いについて啓発している。 ・県税事務所に対して毎年税務課による税務事務調査を実施しており、情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の適切な取扱いについて監査している。 ・故意に特定個人情報を漏えいした場合等には、地方公務員法、地方税法、個人情報保護法やマイナンバー法による罰則が適用されるため、研修の機会等をとらえ、職員の意識の徹底を図る。 | |

| | | |
|---|--|---|
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行税務システムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止しており、やむを得ず複写する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を前提とすることで、情報管理を実施している。 ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御しており、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定しないと複写できない仕組みになっている。また、操作ログについても定期的な分析を実施している。 ・職員が特定の端末で利用しているデータ抽出ソフトにおいても個人番号は抽出できないように出力制限をかけている。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条)。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、現行税務システムに接続しても認識されないよう制御している。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を窓口で入手する際には、仕切り等によって周りの目に触れないようにし、受領後も物理的に一般の方の手の届かない場所に保管するよう取扱いを定めるなど、受け取った書類の一時保管場所、保管方法を具体的に定め、書類の管理を徹底している。 ・郵送で申請する際には、「提出先所属名」、「担当部署」、「税目」等を申請者に明記させ、誤送の防止を図っている。 ・現行税務システムは、シンククライアント方式を採用し、端末自体にデータを保有しないことで、情報セキュリティレベルを高めている。 | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札における技術上の資格要件として品質管理能力(ISO9001等)、個人情報保護管理能力(プライバシーマーク等)、情報管理能力(ISMS認証等)を定めており、入札参加の際に業者に証拠資料を提出させている。 ・作業場所、作業従事者及び作業責任者を届出させることで委託先の管理体制を確認している。 ・システムエンジニア(以下、「SE」という。)が作業するための開発環境においては、個人番号を表示しない仕組みにしており、実際の個人番号を保有する本番環境のデータを扱う際は、税務課職員監督のもと作業を実施している。 ・情報セキュリティの確保その他必要があると認めた場合は、委託先に対して作業体制、作業場所、情報の管理方法及びその他の業務の履行状況について監査及び指示を行う体制となっている。 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [制限している] | <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない |
| 具体的な制限方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、個人情報取扱事項を規定し、遵守同意書に署名、提出を義務付けている。 ・作業従事者ごとに利用ユーザID、パスワードを用いてユーザ認証を行っている。 ・SEが作業するための開発環境においては、個人番号を表示しない仕組みにしており、実際の個人番号を保有する本番環境のデータを扱う際は、税務課職員監督のもと作業を実施している。 | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [記録を残している] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | 利用ユーザID、画面、利用日時等のアクセス記録をログとして管理し、8年間保管している。 | |
| 特定個人情報の提供ルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、委託先は、委託業務のために収集した個人情報を第三者へ提供することを禁止している。 ・業務の再委託については、原則認めていないが、必要やむを得ない場合は、茨城県の承認した場合に限り認めている。この場合、再委託先にも情報セキュリティに関する同意書を各作業従事者に提出させ、業務上取得した情報を茨城県の承諾なく第三者に開示しないことを書面により確認している。 ・委託契約書において、外部への漏えい等の事故があった場合は、速やかに茨城県(税務課)へ報告するよう定めているほか、四半期毎に委託業務の履行検査を実施しており、ルールの遵守を確認している。 | |

| | | |
|---|----------------------------------|---|
| | 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 委託先へのデータ提供は、現行税務システム環境内で行っている。委託先は税務課で用意した作業場所及び作業端末でのみ現行税務システム環境へアクセスが可能のため、外部から不正にアクセスされるリスクは抑制されている。 委託契約書において、委託先は、委託業務のために収集した個人情報の第三者への提供を禁じている。 委託契約書において、外部への漏えい等の事故があった場合は、速やかに茨城県（税務課）へ報告するよう定めているほか、四半期毎に委託業務の履行検査を実施しており、ルールの遵守を確認している。 |
| 特定個人情報の消去ルール | | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| | ルール内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 委託契約書において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに茨城県へ返還するか茨城県の指示に従い破棄することとなり、これらの内容は四半期毎に履行検査を実施することで確認している。 |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| | 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 作業場所・作業従事者の届出、作業従事者への教育・啓発、秘密の保持（同意書提出）、事故発生時の報告、必要な範囲での情報の収集、目的外利用及び外部提供の禁止、無断複写禁止、業務終了後の返還又は破棄、再委託における条件、従業者に対する監督や契約内容の遵守状況についての報告、必要があると認めるときは、委託先に対して実地の監査、調査等の実施 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| | 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> 再委託先に対しても、委託先と同様情報セキュリティに関する同意書を各作業従事者に提出させることで、必要な範囲での情報収集、目的外利用の禁止、無断複写禁止、業務終了後の返還又は破棄といったルールを遵守させている。 |
| その他の措置の内容 | | <ul style="list-style-type: none"> 再委託先に対しても委託先同様、利用ユーザID、利用画面、利用日時等のアクセス記録をログとして管理し、8年間保管している。委託先及び再委託先に貸与している作業端末に対しては外部記録媒体のデバイス制御を行っており、外部記録媒体が必要な場合は税務課から貸し出しを行っている。また、外部記録媒体の操作ログ及び個人番号利用画面に係る証跡ログの分析を行い、委託先及び再委託先の特定個人情報の不正な持ち出しがないことを確認している。 |
| リスクへの対策は十分か | | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p>ユーザー認証のためのID、パスワードは、委託先SEの異動、退職の度に税務課が交付するため異動や退職したSEが勝手にログインすることはできない仕組みになっている。また、原則SE室においては専用のIDカードによる入退室管理をしており、IDカードを保持していないSEは入室できない仕組みになっている。IDカードをもたないSEが入室する場合、事前に税務課に入室申請書を提出させ、入退室管理簿に記入させることで入退室管理を行っている。</p> | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない | | |
| リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | | [] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| | 具体的な方法 | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | | [] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| | ルール内容及びルール遵守の確認方法 | |
| その他の措置の内容 | | |

| | | |
|---|--|---|
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供) | | |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><現行税務システムにおける措置> 番号法の規定に基づき、必要な情報のみを照会するよう職員への周知を徹底している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> 情報照会・提供時の業務担当者の権限については、法令で認められた範囲での情報照会及び情報提供を行う機能のみが利用できるよう、照会可能な特定個人情報及び情報項目と利用者が行う業務を対応付けて制御できるようにしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | |
|---------------------------------|--|
| リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されている。</p> <p><統合宛名管理システム及び中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと統合宛名管理システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><現行税務システム運用における措置> 情報提供ネットワークシステムを通して取得した特定個人情報については、現行税務システムに登録してある個人情報と突合を行い、情報の正確性を確認している。</p> <p><統合宛名管理システム> 利用者毎のアクセス制御により、権限を有する事務以外の情報照会結果は表示されないほか、情報照会の結果表示の際には、参考情報として基本4情報を表示し、照会結果を取り違えるリスクを軽減している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施している(※)。 ・統合宛名管理システム等からの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステム内では復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォーム及び統合宛名管理システムにおける措置> ・中間サーバーと統合宛名管理システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ・中間サーバーと各団体間についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化している。 ・統合宛名管理システムでは、情報照会・提供時の業務担当者の権限については、法令で認められた範囲での情報照会及び情報提供を行う機能のみが利用できるよう、照会可能な特定個人情報及び情報項目と利用者が行う業務を対応付けて制御できるようにしている。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | | |
|--|---------------|---|
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォーム及び統合宛名管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと統合宛名管理システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ・中間サーバーと各団体間についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報にはアクセスできない。 ・統合宛名管理システムでは、特定個人情報を管理するデータベースへの閲覧、登録、修正等の権限を利用者毎にアクセス制御している。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを少なくしている。 | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [政府機関ではない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [十分に周知している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

| | | |
|-----------------------|---------------------|--|
| | <p>具体的な対策の内容</p> | <p><現行税務システム及び文書における措置> ・サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入退室管理をしている。 ・委託先等がマシン室へ入室する際は、職員が立会いを行い、マシン室への電子記録媒体等の機器類の不要な持込みがないことを確認している。 ・マシン室には、監視カメラが設置されており、サーバを格納しているラックも施錠管理している。また、マシン室は、免震構造になっており、サーバを格納しているラックも耐震措置を施している。 ・サーバ及び周辺機器には予備電源を設置している。 ・文書については、パーテーションや受付棚等によって、物理的に外部から手の届かない場所に保管している。事務処理後は、施錠管理した書庫で保管している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ・統合宛名管理システムのサーバは、データセンターに設置され、耐震構造や非常時の自家発電設備を有するほか、入退室管理、有人監視、施錠管理をしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう警備員などにより確認している。</p> |
| <p>⑥技術的対策</p> | <p>[十分に行っている]</p> | <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| | <p>具体的な対策の内容</p> | <p><現行税務システムにおける措置> ・現行税務システムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止しており、やむを得ず複写する場合は、専用の端末から暗号化のうえ、パスワードを設定しないとデータを取り出せない仕組みとなっている。また、情報セキュリティ管理者(税務課長、県税事務所長)の許可を前提とすることで、厳格な情報管理を実施している。なお、複写したデータについては、暗号化及びパスワード設定をしたうえで情報セキュリティ管理者の監督のもと管理するとともに消去年月日、処分方法を許可申請書に記載させることで併せて管理している。 ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御しており、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワードを設定しないと複写できない仕組みになっている。また、操作ログについても定期的な分析を実施している。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、第25条)。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、現行税務システムに接続しても認識されないよう制御している。 ・現行税務システムへのアクセスをユーザID及び認証デバイスパスワードにより管理するとともに、システムの利用者及び利用時間を8年間記録し、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行っている。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。 ・職員に発行する認証デバイスごとに担当業務を勘案したユーザー権限を設定することで各職員のシステムへのアクセス権限を必要最小限度のものにしている。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ・統合宛名管理システムの重要情報は暗号化され保存される。また、利用者毎のアクセス制御を行うとともに、侵入検知や、アクセスログの取得、管理、解析を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。</p> |
| <p>⑦バックアップ</p> | <p>[十分に行っている]</p> | <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| <p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p> | <p>[十分に行っている]</p> | <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |

| | | |
|---|---|---|
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | - | |
| 再発防止策の内容 | - | |
| ⑩死者の個人番号 | [保管している] | <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない |
| 具体的な保管方法 | 現行税務システムにおいて保管する個人番号は、生死の区別を行わないため、死者の個人番号も他の個人番号と同様に保管している。 | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | 申告書等の提出によって、随時、登録されている特定個人情報を最新の状態に更新している。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | | |
| 消去手順 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 手順の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及び周辺機器等のリース返却時は、職員がソフトウェアによりハードディスク内の情報を消去した後、職員立会いの下でリース業者に物理的破壊を行わせ、そのうえで「データ消去証明書」を提出させる。 ・現行税務システムの運用管理及び維持管理委託業者に対しては、契約事項において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複製禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに茨城県へ返還するか茨城県の指示に従い破棄させている。 ・保存期間を過ぎた申告書等の紙媒体の特定個人情報については、裁断、溶解処理により処分している。 <p>※いずれも「新税務総合オンラインシステム情報セキュリティ実施手順を定める要領」に定めている。</p> | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p>現行税務システムと外部ネットワークとの接続箇所には、ファイアウォールを設置し、不正アクセスを遮断するとともにシステム及び機器には、自動更新機能、常時監視機能を持つウイルス対策ソフトを導入することで特定個人所情報の安全な保管している。</p> | | |

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|--|---|
| 【次期税務システム】県税クラウドサービスデータベースファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等に基づいて提出される申告書によって入手できる情報は、法令により当該納税者に関するものに限定されており、当該納税者以外の情報を誤って記載することのないよう、記載例等を作成、配布することで、防止を図る。 ・国税連携システムによる入手の場合、国税庁が茨城県を送信先と設定し、対象者以外の情報を入手できないようにシステム制御する。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を入手する際に使用する様式等について記載例等を作成、配布することで、申告者等が必要な情報以外を誤って記載することがないようにする。 ・国税連携システムによる入手の場合、国税庁が茨城県を送信先と設定し、対象者以外の情報を入手できないようにシステム制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外の情報を入手できないように措置を講じる。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・郵送で提供を求める際には、「提出先所属名」、「担当部署」、「税目」等を明記させることとし、誤った部署で情報の入手が行われることがないようにする。 ・国税連携システムによる入手の場合、地方税ポータルセンタにより接続先が固定されており、国税庁、認定委託先事業者及び地方公共団体としか繋がらず、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外を入手することができない。また、ID、パスワードによるログイン認証を行い、サーバへのアクセス権限を管理することでユーザーを限定する。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人申請の場合（下記の①～③のいずれかの書類の明示を求め、本人確認を実施する。郵送の場合には、これらの書類の写しを添付書類として同封することを求める。） <ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号カード ② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等の書類 ③ 上記①から③が困難である場合は、以下の書類を2つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ア 公的医療保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署等から発行された書類その他これに類するもの ・番号法第16条に基づく代理人申請の場合（下記の①～③のいずれかの書類の提示を求め、本人確認を実施する。） <ul style="list-style-type: none"> ① 委任状など代理権を確認できる書類 ② 代理人の身分を確認できる書類（個人番号カード、運転免許証など） ③ 本人の個人番号を確認できる書類（個人番号カードなど本人の個人番号を確認できる書類の写し） ・他の機関、庁内連携等により入手する場合 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、茨城県（税務課）が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人、代理人からの申請による入手 上記のとおり、本人確認の措置の際に提示された個人番号カード、通知カード等の書類を確認することにより、特定個人情報入手の段階において、その正確性を確保する。 ・他の機関、庁内連携等による入手 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、茨城県（税務課）が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 |

| | |
|---|--|
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | <p>・本人、代理人からの申請による入手 上記のとおり、本人確認の措置の際に提示された個人番号カード、通知カード等の書類を確認することにより、特定個人情報入手の段階において、その正確性を確保する。</p> <p>・他の機関、庁内連携等による入手 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手することが前提となっており、当該情報の正確性の確保は入手元に委ねられる。</p> |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>・本人、代理人からの申請による入手 窓口で入手する際には、仕切り等によって周りの目に触れないようにし、受領後も物理的に一般の方の手に届かない場所に保管するよう取扱いを定めるなど、受け取った書類の一時保管場所、保管方法を具体的に定め、書類の管理を徹底する。 また、郵送で申請する際には、「提出先所属名」、「担当部署」、「税目」等を申請者に明記させ、誤送の防止を図る。</p> <p>・国税連携システムによる入手の場合 国税庁から地方税ポータルセンタまでは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行う。また、地方税ポータルセンタから国税連携システムまでは、閉鎖回線であるLGWANを利用するとともに暗号化通信を行う。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 利用者毎にアクセス権限を設定し、事務に必要な範囲の特定個人情報のみアクセスできるよう制御する。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | <p>・次期税務システムにおいては、税務に関係のない情報を保有しない。</p> <p>・次期税務システムから他のシステムへの情報照会業務に必要な情報のみを照会するようにシステムで制限する。</p> |
| その他の措置の内容 | <p>・次期税務システムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止し、やむを得ず複写する場合は、情報セキュリティ管理者(税務課長、県税事務所長)の許可を前提とすることで、情報管理を実施する。なお、複写したデータについては暗号化及びパスワード設定をしたうえで情報セキュリティ管理者の監督のもと管理するとともに、消去年月日、処分方法を許可申請書に記載させることで併せて管理する。</p> <p>・次期税務システムの利用に使用する端末へのログインにあたっては、ユーザーID、パスワードによるログイン認証及び指静脈認証による二要素認証によりアクセス制御を行う。</p> <p>・次期税務システムの利用に使用する端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御し、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定を行うこととする。また、操作ログについても定期的な分析を実施する。</p> <p>・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理する(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条)。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、次期税務システムに接続しても認識されないよう制御する。</p> <p>・次期税務システムへのアクセスにあたっては、ユーザーID、パスワードによるログイン認証及び端末にクライアント証明書をインストールすることによりアクセス制御を行う。</p> <p>・次期税務システムの利用者及び利用時間を7年間記録し、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行う。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施する。</p> <p>・職員の認証情報とともに担当業務を勘案したユーザー権限を設定することで、各職員の次期税務システムへのアクセス権限を必要最小限度のものにする。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
|---|---|
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・次期税務システムの利用に使用する端末へのログインにあたっては、ユーザーID、パスワードによるログイン認証及び指静脈認証による二要素認証によりアクセス制御を行う。 ・次期税務システムへのアクセスにあたっては、ユーザーID、パスワードによるログイン認証及び端末にクライアント証明書をインストールすることによりアクセス制御を行う。 |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限は、毎年度各所属毎に職員数及び職員の担当業務を勘案して情報セキュリティ管理者(税務課長、県税事務所長)の決裁を経て、権限の設定、管理を行う。 ・当該職員が異動や退職等をした場合は、直ちに認証情報の削除を行う。 |
| アクセス権限の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、職員の担当業務に応じて必要最小限のアクセス権限を設定し、管理する。年度途中で権限の変更申請があった場合は、その都度、担当業務に応じて権限を変更し、変更履歴も記録する。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・次期税務システムにおいては、利用ユーザーID、利用画面、利用日時等をアクセス記録としてログ管理し、7年間保管するとともに、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行う。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施する。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の担当業務を勘案したユーザー権限を設定することで、各職員のシステムへのアクセス権限を必要最小限度のものにする。 ・次期税務システムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止し、やむを得ず複写する場合は、情報セキュリティ管理者(税務課長、県税事務所長)の許可を前提とすることで、厳格な情報管理を実施する。なお、複写したデータについては、暗号化及びパスワード設定をしたうえで情報セキュリティ管理者の監督のもと管理するとともに消去年月日、処分方法を許可申請書に記載させることで併せて管理する。 ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御し、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定を行うこととする。また、操作ログについても定期的な分析を実施する。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理する(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条)。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、次期税務システムに接続しても認識されないよう制御する。 ・次期税務システムへのログインはユーザーID、パスワード、指静脈認証によるユーザー認証により実施し、不正なアクセスを制御する。 ・利用ユーザーID、利用画面、利用日時等をアクセス記録としてログ管理し、7年間保管することで不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行う。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。 ・新任税務職員研修において情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の適切な取扱いについて啓発する。 ・県税事務所に対して毎年税務課による税務事務調査を実施し、情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の適切な取扱いについて監査する。 ・故意に特定個人情報を漏えいした場合等には、地方公務員法、地方税法、個人情報保護法やマイナンバー法による罰則が適用されるため、研修の機会等をとらえ、職員の意識の徹底を図る。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | |
|--|--|
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・次期税務システムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止し、やむを得ず複写する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を前提とすることで、情報管理を実施する。 ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御し、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定を行うこととする。また、操作ログについても定期的な分析を実施する。 ・職員が特定の端末で利用しているデータ抽出ソフトにおいても個人番号は抽出できないよう出力制限をかける。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理する(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条)。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、次期税務システムに接続しても認識されないよう制御する。 |
| リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である 3) 課題が残されている <input type="checkbox"/> |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を窓口で入手する際には、仕切り等によって周りの目に触れないようにし、受領後も物理的に一般の方の手の届かない場所に保管するよう取扱いを定めるなど、受け取った書類の一時保管場所、保管方法を具体的に定め、書類の管理を徹底する。 ・郵送で申請する際には、「提出先所属名」、「担当部署」、「税目」等を申請者に明記させ、誤送の防止を図る。 ・次期税務システムの端末やサーバー等は、個人番号利用事務環境に配備し、インターネット環境と分離することで、情報セキュリティレベルを高める。 | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない | |
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク | |
| 情報保護管理体制の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札における技術上の資格要件として品質管理能力(ISO9001等)、個人情報保護管理能力(プライバシーマーク等)、情報管理能力(ISMS認証等)を定め、入札参加の際に業者に証拠資料を提出させる。 ・作業場所、作業従事者及び作業責任者を届出させることで委託先の管理体制を確認する。 ・SEが作業するための開発環境においては、個人番号を表示しない仕組みとし、実際の個人番号を保有する本番環境のデータを扱う際は、税務課職員監督のもと作業を実施する。 ・情報セキュリティの確保その他必要があると認めた場合は、委託先に対して作業体制、作業場所、情報の管理方法及びその他の業務の履行状況について監査及び指示を行う体制とする。 |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | <input type="checkbox"/> 制限している <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 制限している <input type="checkbox"/> 2) 制限していない <input type="checkbox"/> |
| 具体的な制限方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、個人情報取扱事項を規定し、遵守同意書に署名、提出を義務付ける。 ・作業従事者ごとに利用ユーザID、パスワードを用いてユーザ認証を行う。 ・SEが作業するための開発環境においては、個人番号を表示しない仕組みとし、実際の個人番号を保有する本番環境のデータを扱う際は、税務課職員監督のもと作業を実施する。 |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | <input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 記録を残している <input type="checkbox"/> 2) 記録を残していない <input type="checkbox"/> |
| 具体的な方法 | 利用ユーザID、画面、利用日時等のアクセス記録をログとして管理し、7年間保管する。 |
| 特定個人情報の提供ルール | <input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない <input type="checkbox"/> |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、委託先は、委託業務のために収集した個人情報を第三者へ提供することを禁止する。 ・業務の再委託については原則認めないが、必要やむを得ない場合は、茨城県の承認した場合に限り認める。この場合、再委託先にも情報セキュリティに関する同意書を各作業従事者に提出させ、業務上取得した情報を茨城県の承諾なく第三者に開示しないことを書面により確認する。 ・委託契約書において、外部への漏えい等の事故があった場合は、速やかに茨城県(税務課)へ報告するよう定めるほか、半期毎に委託業務の履行検査を実施し、ルールの遵守を確認する。 |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託先へのデータ提供は、次期税務システム環境内で行うため、外部から不正にアクセスされるリスクは抑制される。 ・委託契約書において、委託先は、委託業務のために収集した個人情報の第三者への提供を禁じる。 ・委託契約書において、外部への漏えい等の事故があった場合は、速やかに茨城県(税務課)へ報告するよう定めるほか、半期毎に委託業務の履行検査を実施し、ルールの遵守を確認する。 |

| | | |
|--|---|--|
| 特定個人情報の消去ルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及び ルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに茨城県へ返還するか茨城県の指示に従い破棄することとし、これらの内容は半期毎に履行検査を実施することで確認する。 ・委託業者との特定個人情報の授受にあたっては、委託業者が個人情報等の内容、授受の日付、利用目的、保管方法等を台帳へ記録し、茨城県(税務課)に報告する。税務課は台帳の記載内容との突合を行い、確認を行う。 ・契約終了等に伴うデータの破棄については、作業が完了した後、委託業者より作業結果を県に報告する。 | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業場所・作業従事者の届出、作業従事者への教育・啓発、秘密の保持(同意書提出)、事故発生時の報告、必要な範囲での情報の収集、目的外利用及び外部提供の禁止、無断複写禁止、業務終了後の返還又は破棄、再委託における条件、従業者に対する監督や契約内容の遵守状況についての報告、必要があると認めるときは、委託先に対して実地の監査、調査等の実施 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先に対しても、委託先と同様情報セキュリティに関する同意書を各作業従事者に提出させることで、必要な範囲での情報収集、目的外利用の禁止、無断複写禁止、業務終了後の返還又は破棄といったルールを遵守させている。 | |
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先に対しても委託先同様、利用ユーザID、利用画面、利用日時等のアクセス記録をログとして管理し、7年間保管する。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー認証のためのID、パスワードは、委託先SEの異動、退職の度に削除するため、異動・退職したSEが勝手にログインすることはできない仕組みとする。 ・委託先SEの作業スペースの入室には専用のICカードによる認証及び静脈認証を実施し、権限のない者が勝手に入室できない仕組みとする。 | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない | | |
| リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及び ルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | |
|---|--|
| リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供) | |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><次期税務システムにおける措置> 番号法の規定に基づき、必要な情報のみを照会するよう職員への周知を徹底する。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> 情報照会・提供時の業務担当者の権限については、法令で認められた範囲での情報照会及び情報提供を行う機能のみが利用できるよう、照会可能な特定個人情報及び情報項目と利用者が行う業務を対応付けて制御できるようにする。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備え、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | |
|---------------------------------|---|
| リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されている。</p> <p><統合宛名管理システム及び中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと統合宛名管理システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><次期税務システム運用における措置> 情報提供ネットワークシステムを通して取得した特定個人情報については、次期税務システムに登録してある個人情報と突合を行い、情報の正確性を確認する。</p> <p><統合宛名管理システム> 利用者毎のアクセス制御により、権限を有する事務以外の情報照会結果は表示されないほか、情報照会の結果表示の際には、参考情報として基本4情報を表示し、照会結果を取り違えるリスクを軽減している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施している(※)。 ・統合宛名管理システム等からの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステム内では復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォーム及び統合宛名管理システムにおける措置> ・中間サーバーと統合宛名管理システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ・中間サーバーと各団体間についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化している。 ・統合宛名管理システムでは、情報照会・提供時の業務担当者の権限については、法令で認められた範囲での情報照会及び情報提供を行う機能のみが利用できるよう、照会可能な特定個人情報及び情報項目と利用者が行う業務を対応付けて制御できるようにしている。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | | |
|--|---------------|---|
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォーム及び統合宛名管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと統合宛名管理システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ・中間サーバーと各団体間についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報にはアクセスできない。 ・統合宛名管理システムでは、特定個人情報を管理するデータベースへの閲覧、登録、修正等の権限を利用者毎にアクセス制御している。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを少なくしている。 | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [政府機関ではない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [十分に周知している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

| | | |
|---------------|---------------------|---|
| | <p>具体的な対策の内容</p> | <p><次期税務システム及び文書における措置> ・サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入退室管理をしている。 ・マシン室には、監視カメラが設置されており、サーバを格納しているラックも施錠管理している。また、マシン室は、免震構造になっており、サーバを格納しているラックも耐震措置を施している。 ・サーバ及び周辺機器には予備電源を設置している。 ・文書については、パーテーションや受付棚等によって、物理的に外部から手の届かない場所に保管している。事務処理後は、施錠管理した書庫で保管している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ・統合宛名管理システムのサーバは、データセンターに設置され、耐震構造や非常時の自家発電設備を有するほか、入退室管理、有人監視、施錠管理をしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう警備員などにより確認している。</p> |
| <p>⑥技術的対策</p> | <p>[十分に行っている]</p> | <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| | <p>具体的な対策の内容</p> | <p><次期税務システムにおける措置> ・次期税務システムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止し、やむを得ず複写する場合は、専用の端末で、事前に登録した外部記録媒体以外では取り出せない仕組みとする。また、情報セキュリティ管理者(税務課長、県税事務所長)の許可を前提とすることで、厳格な情報管理を実施する。なお、複写したデータについては、暗号化及びパスワード設定をしたうえで情報セキュリティ管理者の監督のもと管理するとともに消去年月日、処分方法を許可申請書に記載させることで併せて管理する。 ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御し、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定を行うこととする。また、操作ログについても定期的な分析を実施する。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理する(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、第25条)。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、次期税務システムに接続しても認識されないよう制御する。 ・次期税務システムへのアクセスをユーザID及びアクセス端末名により管理するとともに、システムの利用者及び利用時間を7年間記録し、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行う。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的に行う。 ・職員の担当業務を勘案したユーザー権限を設定することで、各職員のシステムへのアクセス権限を必要最小限度のものにする。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ・統合宛名管理システムの重要情報は暗号化され保存される。また、利用者毎のアクセス制御を行うとともに、侵入検知や、アクセスログの取得、管理、解析を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| ⑦バックアップ | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | - | |
| 再発防止策の内容 | - | |
| ⑩死者の個人番号 | [保管している] | <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない |
| 具体的な保管方法 | 次期税務システムにおいて保管する個人番号は、生死の区別を行わないため、死者の個人番号も他の個人番号と同様に保管する。 | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | 申告書等の提出によって、随時、登録されている特定個人情報を最新の状態に更新する。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | | |
| 消去手順 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 手順の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及び周辺機器等のリース返却時は、機器の撤去に当たり、ディスク等記録媒体を保有する機器について、職員立会いの下で、リース業者に磁気破壊及び物理破壊を行わせ、その上で「作業証明書」を提出させる。県税クラウドサービスでは、データを削除する際は、ストレージ等で複製されている全てのデータについて削除するとともに、ハードディスクドライブの破棄時は破壊破棄し、廃棄証明を受領する。 ・次期税務システムの運用管理委託業者に対しては、契約事項において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに茨城県へ返還するか茨城県の指示に従い破棄させる。 ・保存期間を過ぎた申告書等の紙媒体の特定個人情報については、裁断、溶解処理により処分する。 ※いずれも「新税務総合オンラインシステム情報セキュリティ実施手順を定める要領」に定める。 | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p>次期税務システムでは、県税クラウドサービスにおいてIPS(不正侵入防止システム)を導入し、不正アクセスやDoS攻撃(サービス妨害攻撃)を検知し、遮断する仕組みを構築する。また、仮にアプリケーションの脆弱性をついた攻撃が行われた場合でも、ネットワーク分離によりシステムに影響しないための対処を実施する。</p> | | |

IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | |
|------------|--|
| ①自己点検 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 具体的なチェック方法 | <p><現行税務システム及び次期税務システム運用における措置> ・年に1回県税事務所に対して行う税務事務調査において、情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の適切な取扱いに関するチェックを実施している。</p> <p><国税連携システムにおける措置> ・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示)」に基づき、自己評価を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> |
| ②監査 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 具体的な内容 | <p><現行税務システム及び次期税務システム運用における措置> ・税務課による税務事務調査 年1回、県税事務所に対して情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する税務事務調査を実施する。 ・監査委員会事務局による定期監査 年1回、税務課及び県税事務所に対して、県の監査委員会事務局による定期監査を実施する。 ・内部監査 庁内情報所管課(情報システム課)による情報セキュリティに係る外部監査を受けている。 ・外部監査 外部専門家による情報セキュリティ外部監査を受けている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムについては、情報セキュリティに係る外部監査を受けている。なお、地方税ポータルセンタについては、運営する地方税共同機構が情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> |

2. 従業者に対する教育・啓発

| | |
|---------------------|--|
| <p>従業者に対する教育・啓発</p> | <p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p> |
| <p>具体的な方法</p> | <p><現行税務システム及び次期税務システム運用における措置> ・職員(会計年度任用職員含む)に対する新任税務職員研修において、情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する研修を年1回実施し、税務課において受講状況の把握を行っている。 ・庁内個人情報所管課(総務課)及び庁内情報所管課(情報システム課)による個人情報、特定個人情報及び情報セキュリティに関するeラーニング(パソコン等を使用した研修)を職員(会計年度任用職員含む)に受講させ、情報漏えいを防ぐために必要な知識の習得を図る。庁内個人情報所管課(総務課)を中心に受講状況の把握を行い、受講者からの修了証の提出により受講の確認を行う。 ・年1回実施する税務事務調査により実地にて、県税事務所の担当者に対して情報セキュリティに関して調査を行うとともに適宜指導、啓発を実施している。 ・県庁内で情報セキュリティ事案が発生した際は、その内容をすみやかに税務課及び各県税事務所に共有し、事案発生防止について啓発を行っている。 ・委託業者に対しては、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止等を定めた秘密保持契約を締結するとともに各作業従事者から情報セキュリティ遵守に関する同意書を提出させている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> ・地方税共同機構が毎年実施するセキュリティ研修会に担当者が参加している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> |

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境によるセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。

V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | 〒310-8555茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部税務課 |
| ②請求方法 | 個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求 |
| 特記事項 | 根拠法令等: 個人情報の保護に関する法律 |
| ③手数料等 | [有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 自己の特定個人情報の開示請求に対する写しの交付費用は前納とし、書面1枚につき10円(白黒A3版以下の場合)としている。) |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | 納税証明事務、収納管理事務、滞納整理事務、税理士登録申請に関する通知事務、狩猟税の賦課事務、個人事業税賦課事務、鉱区税賦課事務、自動車税種別割賦課事務、自動車税環境性能割賦課事務、軽自動車税環境性能割賦課事務、自動車税賦課事務、自動車取得税賦課事務、不動産取得税賦課事務、軽油引取税賦課事務、税務功労者表彰事務、県たばこ税賦課事務、特別徴収義務者に対する交付金交付事務、個人事業税の口座振替制度の普及に係る事務、自動車税の口座振替に係る事務 |
| 公表場所 | 行政情報センター(県庁3階) |
| ⑤法令による特別の手続 | — |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 〒310-8555茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部税務課 029-301-2435 |
| ②対応方法 | 問合せについては、対応の記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。 |

VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-------------------|---|
| ①実施日 | |
| ②しきい値判断結果 | <p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p> |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取 | |
| ①方法 | 茨城県ホームページ、税務課(県庁舎8階)、行政情報センター(県庁舎3階)、県立図書館、各県民センター、県民福祉課、各県税事務所及び支所において全項目評価書を公開し、いばらき電子申請・届出サービス、郵送、FAX、電子メールにて意見を受け付けた。 |
| ②実施日・期間 | 令和5年9月15日(金)から令和5年10月20日(金)まで(36日間) |
| ③期間を短縮する特段の理由 | — |

| | |
|-----------------|--|
| <p>④主な意見の内容</p> | <p>①Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※現行 -3 特定個人情報の使用 -リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク -アクセス権限の発効・失効の管理 -具体的な管理方法 ○認証デバイスにおける職員への貸与、返納方法や、異動や退職の際の保管方法について説明してほしい。</p> <p>②Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※次期 -3 特定個人情報の使用 -リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク -リスクに対する措置の内容 ○複製において、従事者の個人所有物による複写(盗撮)行為のリスク対策は。</p> <p>③Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※次期 -4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 -特定個人情報の提供ルール -委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 ○「委託先は当課」とあるが、具体的な課名を記載すべき。 ○「速やかに茨城県へ報告」とあるが、対象となる部局名を記載すべき。</p> <p>④Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※次期 -4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 -特定個人情報の消去ルール ○返還した証明手続きはしないのか。 ○また、破棄について指示書や報告書は不要でよいのか。委託先におけるリスクを考慮し、委託先から特定個人情報を返還させて茨城県(税務課)が責任もって破棄を実施してもいいのではないのか。</p> <p>⑤Ⅳ その他のリスク対策 -1. 監査 -②監査 -具体的な内容 Ⅳ その他のリスク対策 -2. 従業者に対する教育・啓発 -従業者に対する教育・啓発 -具体的な内容 ○内部監査は年1回で十分か。グループ毎の監査は実施しないのか。 ○会計年度任用職員や、新規採用や人事異動等で新たに税務職員となった者について、年1回の研修で十分か。 ○事案が発生した際の啓発については、どのように対応しているか。</p> <p>⑥Ⅳ その他のリスク対策 -1. 監査 -②監査 -具体的な内容 Ⅳ その他のリスク対策 -2. 従業者に対する教育・啓発 -従業者に対する教育・啓発 -具体的な内容 ○セキュリティレベル向上のため、研修の参加記録を残す必要がある。</p> |
| <p>⑤評価書への反映</p> | <p>①有(具体的な管理方法に関する記載を追記) ②有(リスクに対する措置の内容に関する記載を追記) ③有(具体的な課名、対象となる部局名を追記) ④有(特定個人情報提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法に関する記載を追記) ⑤有(監査、教育・啓発に関する記載を追記) ⑥有(研修の受講状況の確認に関する記載を追記)</p> |

| 3. 第三者点検 | |
|--------------------------|--|
| ①実施日 | 【諮問】令和5年11月17日 【答申】令和5年12月11日 |
| ②方法 | 茨城県情報公開・個人情報保護審査会において第三者点検を実施した。 |
| ③結果 | 本評価書を適合性及び妥当性の観点から点検した結果、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申がなされた。 |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

(別添3)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|---|
| 平成28年7月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日 | 平成28年1月予定 | 平成28年1月4日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年7月6日 | I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②. 所属長 | 税務課長 神永卓也 | 税務課長 小野 一浩 | 事後 | 人事異動 |
| 平成30年7月6日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特手個人情報の入手・使用 ①入手元 | 評価実施機関内の他部署(市町村課、情報政策課、障害福祉課、福祉指導課) | 評価実施機関内の他部署(市町村課、情報システム課、障害福祉課、福祉指導課) | 事後 | 組織改編 |
| 平成30年7月6日 | IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容 | ・外部監査 庁内情報所管課(情報政策課)による情報セキュリティに係る外部監査を受けている。 | ・外部監査 庁内情報所管課(情報システム課)による情報セキュリティに係る外部監査を受けている。 | 事後 | 組織改編 |
| 令和1年6月25日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能 | ・国税連携システムには、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。 | ・国税連携システムには、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 ③地方税ポータルセンタを通じて、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体に送付する。 等の機能がある。 | 事後 | システムを保有している一般社団法人地方税電子化協議会のシステム改修実施のため。 |
| 令和1年6月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1③委託先における取扱者数 | 10人以上50人未満 | 10人未満 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年6月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2③委託先における取扱者数 | 50人以上100人未満 | 10人未満 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年7月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | ・個人事業税の課税にかかる事務(通常月1回、繁忙期週1回) ・自動車税や個人事業税の減免や狩猟税の低税率適用等、課税に係る事務(随時) ・賦課徴収の調査のための事務(随時) | ・個人事業税の課税にかかる事務(通常月1回、繁忙期週1回) ・自動車税種別割や個人事業税の減免や狩猟税の低税率適用等、課税に係る事務(随時) ・賦課徴収の調査のための事務(随時) | 事後 | 税制改正に伴う税の名称変更 |
| 令和2年7月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用方法 権利利益に影響を与え得る決定 | ・税の減免決定(個人事業税、狩猟税、自動車税、自動車取得税) ・低税率適用決定(狩猟税) | ・税の減免決定(個人事業税、狩猟税、自動車税種別割、自動車税環境性能割) ・低税率適用決定(狩猟税) | 事後 | 税制改正に伴う税の名称変更 |
| 令和2年7月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 | 3件 | 2件 | 事後 | 委託状況の修正 |
| 令和2年7月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 | 委託事項3に係る全ての記載事項 | (全ての記載事項の削除) | 事後 | 委託事項3は特定個人情報を扱わないため、委託先として削除 |
| 令和2年7月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 | ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。 | ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 | 事後 | 文言の修正 リスク対策の強化 |
| 令和2年7月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | ③サーバー及び周辺機器等のリース返却時には、リース業者にハードディスク内の一切の情報を復元不可能な状態にまで消去させ、「データ消去証明書」を提出させている。 | ③サーバー及び周辺機器等のリース返却時は、職員がソフトウェアによりハードディスク内の情報を消去した後、職員立会いの下でリース業者に物理的破壊を行わせ、そのうえで「データ消去証明書」を提出させる。 | 事後 | リスク対策の強化 |
| 令和2年7月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は茨城県からの操作によって実施される。なお、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去している。 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は茨城県からの操作によって実施される。なお、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者がディスク交換やハード更改等以外で特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、茨城県から中間サーバーの構築・運用に関する委任を受けている地方公共団体情報システム機構の立会いの上、物理的破壊及び専用ソフト等を利用して完全に消去を行う。 | 事後 | 文言の修正 リスク対策の強化 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|---|--|------|-----------|
| 令和2年7月7日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | ・国税連携システムによる入手の場合、地方税ポータルセンタにより接続先が限定されており、都道府県以外が情報を入手できないようにシステム制御している。また、ID、パスワードによるログイン認証を行い、サーバへのアクセス権限を管理することでユーザーを限定している。 | ・国税連携システムによる入手の場合、地方税ポータルセンタにより接続先が固定されており、国税庁、認定委託先事業者及び地方公共団体としか繋がっておらず、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外を入手することができない。また、ID、パスワードによるログイン認証を行い、サーバへのアクセス権限を管理することでユーザーを限定している。 | 事後 | 文言の修正 |
| 令和2年7月7日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク その他の措置の内容 | ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御しており、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定しないと複写できない仕組みになっている。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している。(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条) ・税務総合オンラインシステムの利用者及び利用時間を8年間記録することで不正なアクセスを抑制している。 | ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御しており、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定しないと複写できない仕組みになっている。また、操作ログについても定期的な分析を実施している。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条)。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、税務総合オンラインシステムに接続しても認識されないよう制御している。 ・税務総合オンラインシステムの利用者及び利用時間を8年間記録し、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行っている。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。 | 事後 | リスク対策の強化 |
| 令和2年7月7日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業員が事務外で利用するリスク リスクに対する措置の内容 | ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御しており、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定しないと複写できない仕組みになっている。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している。(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条) ・利用ユーザID、利用画面、利用日時等をアクセス記録としてログ管理し、8年間保管することで不正なアクセスや事故等が発生した場合は、ただちにログの分析が出来る体制を整えている。 | ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御しており、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定しないと複写できない仕組みになっている。また、操作ログについても定期的な分析を実施している。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条)。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、税務総合オンラインシステムに接続しても認識されないよう制御している。 ・利用ユーザID、利用画面、利用日時等をアクセス記録としてログ管理し、8年間保管することで不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行っている。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。 | 事後 | リスク対策の強化 |
| 令和2年7月7日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 | ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御しており、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定しないと複写できない仕組みになっている。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している。(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条) | ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御しており、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定しないと複写できない仕組みになっている。また、操作ログについても定期的な分析を実施している。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条)。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、税務総合オンラインシステムに接続しても認識されないよう制御している。 | 事後 | リスク対策の強化 |
| 令和2年7月7日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール及びルール順守の確認方法 | ・委託先へのデータ提供は、庁内LANを通して行っており、外部から不正にアクセスされるリスクは抑制されている。 | ・委託先へのデータ提供は、税務総合オンラインシステム環境内で行っている。委託先は当課で用意した作業場所及び作業端末でのみ税務総合オンラインシステム環境へアクセスが可能のため、外部から不正にアクセスされるリスクは抑制されている。 | 事後 | 文言の修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|--|---|------|-----------|
| 令和2年7月7日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の内容 | ユーザー認証のためのID、パスワードは、委託先SEの異動、退職の度に税務課が交付するため異動や退職したSEが勝手にログインすることはできない仕組みになっている。また、SE室においても専用のIDカードによる入退室管理をしているため、IDカードを保持していないSEは入室できない仕組みになっている。 | ユーザー認証のためのID、パスワードは、委託先SEの異動、退職の度に税務課が交付するため異動や退職したSEが勝手にログインすることはできない仕組みになっている。また、原則SE室においては専用のIDカードによる入退室管理をしており、IDカードを保持していないSEは入室できない仕組みになっている。IDカードをもたないSEが入室する場合、事前に税務課に入室申請書を提出させ、入退室管理簿に記入させることで入退室管理を行っている。 | 事後 | リスク対策の強化 |
| 令和2年7月7日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 | 事後 | 文言の修正 |
| 令和2年7月7日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ②事前に申請承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように警備員などにより確認している。 | 事後 | リスク対策の強化 |
| 令和2年7月7日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御しており、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定しないと複写できない仕組みになっている。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している。(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条) ・税務総合オンラインシステムへのアクセスをユーザーID及び認証デバイスパスワードにより管理するとともに、システムの利用者及び利用時間を8年間記録することで不正なアクセスを抑制している。 | ・職員の個人端末においては、外部記録媒体へのデータの複写はできないようにデバイス制御しており、特定の端末から複写する場合は、操作ログを記録するとともに暗号化ソフトを介し、暗号化及びパスワード設定しないと複写できない仕組みになっている。また、操作ログについても定期的な分析を実施している。 ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準(※)に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している(※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条)。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、税務総合オンラインシステムに接続しても認識されないよう制御している。 ・税務総合オンラインシステムへのアクセスをユーザーID及び認証デバイスパスワードにより管理するとともに、システムの利用者及び利用時間を8年間記録し、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行っている。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。 | 事後 | リスク対策の強化 |
| 令和2年7月7日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容 | ・サーバー及び周辺機器等のリース返却時には、リース業者にハードディスク内の一切の情報を復元不可能な状態にまで消去させ、「データ消去証明書」を提出させている。 | ・サーバー及び周辺機器等のリース返却時は、職員がソフトウェアによりハードディスク内の情報を消去した後、職員立会いの下でリース業者に物理的破壊を行わせ、そのうえで「データ消去証明書」を提出させる。 | 事後 | リスク対策の強化 |
| 令和2年7月7日 | Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容 | <国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムについては、情報セキュリティに係る外部監査を受けている。なお、地方税ポータルセンタについては、運営する(一社)地方税電子化協議会が情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 | <国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムについては、情報セキュリティに係る外部監査を受けている。なお、地方税ポータルセンタについては、運営する地方税共同機構が情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 | 事後 | 組織名称変更 |
| 令和2年7月7日 | Ⅳその他のリスク対策 1. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容 | <税務総合オンラインシステム運用における措置> ・新任税務職員研修において、情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する研修を年1回実施している。 | <税務総合オンラインシステム運用における措置> ・職員(会計年度任用職員含む)に対する新任税務職員研修において、情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する研修を年1回実施している。 ・庁内個人情報所管課(総務課)及び庁内情報所管課(情報システム課)による個人情報、特定個人情報及び情報セキュリティに関するeラーニングを職員(会計年度任用職員含む)に受講させている。 | 事後 | リスク対策の強化 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|--------------------|
| 令和2年7月7日 | IV その他のリスク対策 1. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容 | <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)地方税電子化協議会が毎年実施するセキュリティ研修会に担当者が参加している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 | <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構が毎年実施するセキュリティ研修会に担当者が参加している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 | 事後 | 組織名称変更 リスク対策の強化 |
| 令和2年7月7日 | V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公開 個人情報ファイル名 | 納税証明事務、収納管理事務、滞納整理事務、税理士登録申請に関する通知事務、狩猟税の賦課事務、個人事業税賦課事務、鉱区税賦課事務、自動車税賦課事務、自動車取得税賦課事務、不動産取得税賦課事務、軽油引取税賦課事務、税務功労者表彰事務、県たばこ税賦課事務、特別徴収義務者に対する交付金交付事務、個人事業税の口座振替制度の普及に係る事務、自動車税の口座振替に係る事務 | 納税証明事務、収納管理事務、滞納整理事務、税理士登録申請に関する通知事務、狩猟税の賦課事務、個人事業税賦課事務、鉱区税賦課事務、自動車税種別割賦課事務、自動車税環境性能割賦課事務、軽自動車税環境性能割賦課事務、自動車税賦課事務、自動車取得税賦課事務、不動産取得税賦課事務、軽油引取税賦課事務、税務功労者表彰事務、県たばこ税賦課事務、特別徴収義務者に対する交付金交付事務、個人事業税の口座振替制度の普及に係る事務、自動車税の口座振替に係る事務 | 事後 | 税制改正に伴う税の名称変更 |
| 令和2年7月7日 | VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日 | ・平成27年10月7日 | ・令和2年7月7日 | 事後 | 再実施に係る実施日等の修正 |
| 令和2年7月7日 | VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①実施日・期間 | 平成27年6月29日(月)から平成27年7月28日(火)まで(30日間) | 令和2年3月19日(木)から令和2年4月20日(月)まで(33日間) | 事後 | 再実施に係る実施日等の修正 |
| 令和2年7月7日 | VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容 | 意見なし | 意見なし | 事後 | 再実施に係る意見募集結果の反映 |
| 令和2年7月7日 | VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日 | 【諮問】平成27年8月31日 【答申】平成27年9月29日 | 【諮問】令和2年5月18日 【答申】令和2年6月29日 | 事後 | 再実施に係る第三者点検結果の反映 |
| 令和2年7月7日 | VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果 | 本評価書を適合性及び妥当性の観点から点検した結果、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申がなされた。 | 本評価書を適合性及び妥当性の観点から点検した結果、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申がなされた。 | 事後 | 再実施に係る第三者点検結果の反映 |
| 令和3年7月14日 | III リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な内容 | 税務総合オンラインシステムにおいては、利用ユーザID、利用画面、利用日時をアクセス記録としてログ管理し、8年間保管している。また、個人番号利用画面においては、個人番号を特定した検索、表示、更新等の記録を証跡ログとして管理し、8年間保有している。 | ・税務総合オンラインシステムにおいては、利用ユーザID、利用画面、利用日時等をアクセス記録としてログ管理し、8年間保管することで不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行っている。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。 | 事後 | リスク対策の追記 |
| 令和3年7月14日 | III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 既定的内容 | ・作業場所・作業従事者の届出、作業従事者への教育・啓発、秘密の保持(同意書提出)、事故発生時の報告、必要な範囲での情報の収集、目的外利用及び外部提供の禁止、無断複写禁止、業務終了後の返還又は破棄 | ・作業場所・作業従事者の届出、作業従事者への教育・啓発、秘密の保持(同意書提出)、事故発生時の報告、必要な範囲での情報の収集、目的外利用及び外部提供の禁止、無断複写禁止、業務終了後の返還又は破棄、再委託における条件、従業者に対する監督や契約内容の遵守状況についての報告、必要があると認めるときは、委託先に対して実地の監査、調査等の実施 | 事後 | リスク対策の追記 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|---|------|--------------------|
| 令和3年7月14日 | Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 既定の内容 | ・再委託先に対しても委託先同様、利用ユーザID、利用画面、利用日時等のアクセス記録をログとして管理し、8年間保管している。 | ・再委託先に対しても委託先同様、利用ユーザID、利用画面、利用日時等のアクセス記録をログとして管理し、8年間保管している。また、外部記録媒体が必要な場合は税務課から貸し出しを行っている。また、外部記録媒体の操作ログ及び個人番号利用画面に係る証跡ログの分析を行い、委託先及び再委託先の特定個人情報の不正な持ち出しがないことを確認している。 | 事後 | リスク対策の追記 |
| 令和3年7月14日 | Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ⑤物理的対策 | <税務総合オンラインシステム及び文書における措置> ・サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入室管理をしている。 ・マシン室には、監視カメラが設置されており、サーバを格納しているラックも施錠管理している。また、マシン室は、免震構造になっており、サーバを格納しているラックも耐震措置を施している。 ・サーバ及び周辺機器には予備電源を設置している。 ・文書については、パーテーションや受付棚等によって、物理的に外部から手の届かない場所に保管している。事務処理後は、施錠管理した書庫で保管している。 | <税務総合オンラインシステム及び文書における措置> ・サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入室管理をしている。 ・委託先等がマシン室へ入室する際は、職員が立会いを行い、マシン室への電子記録媒体等の機器類の不要な持ち込みがないことを確認している。 ・マシン室には、監視カメラが設置されており、サーバを格納しているラックも施錠管理している。また、マシン室は、免震構造になっており、サーバを格納しているラックも耐震措置を施している。 ・サーバ及び周辺機器には予備電源を設置している。 ・文書については、パーテーションや受付棚等によって、物理的に外部から手の届かない場所に保管している。事務処理後は、施錠管理した書庫で保管している。 | 事後 | リスク対策の追記 |
| 令和3年7月14日 | Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 | <税務総合オンラインシステム運用における措置> ・職員(会計年度任用職員含む)に対する新任税務職員研修において、情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する研修を年1回実施している。 ・庁内個人情報所管課(総務課)及び庁内情報所管課(情報システム課)による個人情報、特定個人情報及び情報セキュリティに関するeラーニングを職員(会計年度任用職員含む)に受講させている。 ・年1回実施する税務事務調査により実地にて、県税事務所の担当者に対して情報セキュリティに関して調査を行うとともに適宜指導、啓発を実施している。 ・委託業者に対しては、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複製禁止等を定めた秘密保持契約を締結するとともに各作業従事者から情報セキュリティ遵守に関する同意書を提出させている。 | <税務総合オンラインシステム運用における措置> ・職員(会計年度任用職員含む)に対する新任税務職員研修において、情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する研修を年1回実施している。 ・庁内個人情報所管課(総務課)及び庁内情報所管課(情報システム課)による個人情報、特定個人情報及び情報セキュリティに関するeラーニングを職員(会計年度任用職員含む)に受講させている。庁内個人情報所管課を中心に受講状況の把握を行っており、未受講者の確認を行い、受講を促している。 ・年1回実施する税務事務調査により実地にて、県税事務所の担当者に対して情報セキュリティに関して調査を行うとともに適宜指導、啓発を実施している。 ・委託業者に対しては、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複製禁止等を定めた秘密保持契約を締結するとともに各作業従事者から情報セキュリティ遵守に関する同意書を提出させている。 | 事後 | リスク対策の追記 |
| 令和4年10月28日 | I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項並びに別表第一の16の項及び99の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令)第16条 | ・番号法第9条第1項並びに別表第一の16の項及び99の項 | 事後 | 法令改正及び評価書作成指針による修正 |
| 令和4年10月28日 | I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号並びに別表第二の28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令)第21条 | ・番号法第19条第8号並びに別表第二の28の項 | 事後 | 法令改正及び評価書作成指針による修正 |
| 令和5年1月17日 | (別添1)事務の概要 | ・障害者情報(茨城県) ・所得情報(市町村) ・生活保護受給情報(都道府県等) ※照会するデータを特定したうえでファイル化し、システム間で必要な都度送受信を行うことで通信。(ファイル連携) | ・障害者情報(茨城県)・所得情報(市町村) ・生活保護受給情報(都道府県等) ・公金受取口座情報(デジタル庁) ※照会するデータを特定したうえでファイル化し、システム間で必要な都度送受信を行うことで通信。(ファイル連携)又は、職員が統合宛名管理システム画面で直接確認 | 事前 | 公金受取口座情報利用開始に伴う修正 |
| 令和5年1月17日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 | []その他() | [O]その他(口座登録・連携ファイル関係情報) | 事前 | 公金受取口座情報利用開始に伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|---|------|--------------------|
| 令和5年1月17日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性 | 1 個人番号及びその他識別情報(内部番号):納税義務者を正確に識別するため 2 4情報/連絡先:①納税義務者を識別するため②納税通知書等の送付先を確認するため③納税義務者に連絡するため 3 国税関係情報:課税対象者の所得情報を確認し、適正な課税を実施するため 4 地方税関係情報:軽減税率を適用するため 5 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の減免を決定するため 6 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護受給者に対する税の減免を決定するため | 1 個人番号及びその他識別情報(内部番号):納税義務者を正確に識別するため 2 4情報/連絡先:①納税義務者を識別するため②納税通知書等の送付先を確認するため③納税義務者に連絡するため 3 国税関係情報:課税対象者の所得情報を確認し、適正な課税を実施するため 4 地方税関係情報:軽減税率を適用するため 5 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の減免を決定するため 6 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護受給者に対する税の減免を決定するため 7 口座登録・連携ファイル関係情報:公金受取口座に還付金の振り込みを実施するため | 事前 | 公金受取口座情報利用開始に伴う修正 |
| 令和5年1月17日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 | [O]行政機関・独立行政法人等(国税庁) | [O]行政機関・独立行政法人等(国税庁、デジタル庁) | 事前 | 公金受取口座情報利用開始に伴う修正 |
| 令和5年1月17日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | ・個人事業税の課税にかかる事務(通常月1回、繁忙期週1回) ・自動車税種別割や個人事業税の減免や狩猟税の低税率適用等、課税に係る事務(随時) ・賦課徴収の調査のための事務(随時) | ・個人事業税の課税にかかる事務(通常月1回、繁忙期週1回) ・自動車税種別割や個人事業税の減免や狩猟税の低税率適用等、課税に係る事務(随時) ・賦課徴収の調査のための事務(随時) ・過誤納金等の還付にかかる事務(随時) | 事前 | 公金受取口座情報利用開始に伴う修正 |
| 令和5年1月17日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 | ・個人事業税の課税のため、国税当局に提出された個人番号が記載された所得税申告書情報を国税連携システムを通じて受領している。(地方税法第72条の59) ・納税義務者が提出する申告書、届出書等に特定個人情報を記載してもらうことで県税事務に必要な情報を入手する。(番号法第9条第1項並びに別表第一の16の項) ・税の減免等を納税義務者が申請した場合は、減免等の資格の有無を確認するため情報提供ネットワークシステムを通して市町村や関係機関から必要な情報を入手する。(番号法第19条第7号並びに別表第二の28の項) | ・個人事業税の課税のため、国税当局に提出された個人番号が記載された所得税申告書情報を国税連携システムを通じて受領している。(地方税法第72条の59) ・納税義務者が提出する申告書、届出書等に特定個人情報を記載してもらうことで県税事務に必要な情報を入手する。(番号法第9条第1項並びに別表第一の16の項) ・税の減免等を納税義務者が申請した場合は、減免等の資格の有無を確認するため情報提供ネットワークシステムを通して市町村や関係機関から必要な情報を入手する。(番号法第19条第8号並びに別表第二の28の項) ・納税義務者から還付金の受取口座を公金受取口座とする旨の意思表示があった場合は、情報提供ネットワークシステムを通して関係機関から必要な情報を入手する。(番号法第19条第8号並びに別表第二の28の項) | 事前 | 公金受取口座情報利用開始に伴う修正 |
| 令和5年12月22日 | 表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項 | ・茨城県は、県税の賦課徴収に関する事務において税務総合オンラインシステムを使用している。 | ・茨城県は、県税の賦課徴収に関する事務において税務総合オンラインシステム(以下、「現行税務システム」という。)を使用している。また、令和6年10月より、県税クラウドサービスを利用した次期税務総合オンラインシステム(以下、「次期税務システム」という。)が稼働予定である。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | 表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項 | ・税務総合オンラインシステムは、内部の不正利用を防止するため、職員の担当業務に応じて必要最小限度の権限を設定し、ユーザ権限を管理するとともにユーザID、利用画面、利用日時等をアクセス記録としてログ管理し、必要に応じた分析を行っている。 | ・現行税務システム及び次期税務システムでは、内部の不正利用を防止するため、職員の担当業務に応じて必要最小限度の権限を設定し、ユーザ権限を管理するとともにユーザID、利用画面、利用日時等をアクセス記録としてログ管理し、必要に応じた分析を行っている。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | 【事務の流れ】(※詳細は別添1参照) ③照会:減免等の資格情報(障害者情報、生活保護受給情報等)を情報保有機関(市町村等)へ照会する。(統合宛名管理システム、中間サーバー、情報提供ネットワークシステム経由) | 【事務の流れ】(※詳細は別添1参照) ③情報照会:減免等の資格情報(障害者情報、生活保護受給情報等)を情報保有機関(市町村等)へ照会する。(統合宛名管理システム、中間サーバー、情報提供ネットワークシステム経由) | 事後 | 記載内容の整理 |
| 令和5年12月22日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称 | 税務総合オンラインシステム | 現行税務システム(令和6年9月まで運用予定) | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 | — | (次期税務システムに関する記載を追加) | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|--------------------|
| 令和5年12月22日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能 | 3 中間サーバー連携機能: 税務総合オンラインシステムから情報照会用データを受領し、(文字コードの変換等を行った上で) 中間サーバーに登録を要求する機能及び照会結果を中間サーバーから取得し、(文字コードの変換等を行った上で) 税務総合オンラインシステムに提供する機能(情報照会機能) 税務総合オンラインシステムから情報提供用データを受領し、(文字コードの変換等を行った上で) 中間サーバーに他機関への回答のためのデータ登録を要求する機能(情報提供機能) | 3 中間サーバー連携機能: 現行税務システム及び次期税務システムから情報照会用データを受領し、(文字コードの変換等を行った上で) 中間サーバーに登録を要求する機能及び照会結果を中間サーバーから取得し、(文字コードの変換等を行った上で) 現行税務システム及び次期税務システムに提供する機能(情報照会機能) 現行税務システム及び次期税務システムから情報提供用データを受領し、(文字コードの変換等を行った上で) 中間サーバーに他機関への回答のためのデータ登録を要求する機能(情報提供機能) | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム5 ②システムの機能 | ・国税庁の国税電子申告・納税システム(e-Tax)や国税当局に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 | ・国税庁の国税電子申告・納税システム(e-Tax)や国税当局に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(以下、「LGWAN」という。)を通じ送付される。 | 事前 | 略称の補記 |
| 令和5年12月22日 | I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名 | 税務総合オンラインシステムデータベースファイル | 【現行税務システム】 税務総合オンラインシステムデータベースファイル 【次期税務システム】 県税クラウドサービスデータベースファイル | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項並びに別表第一の16の項及び99の項 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第一の16の項及び99の項 | 事後 | 記載の追記 |
| 令和5年12月22日 | I 基本情報 (別添1) 事務の内容 概要図 | 税務課・県税事務所(税務総合オンラインシステム) | 税務課・県税事務所(現行税務システム・次期税務システム) | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | I 基本情報 (別添1) 事務の内容 (備考) | 地方税法等の規定に基づき、県税の課税、徴収、滞納処分等に係る事務を行う。 ③照会: 減免等の資格情報を情報保有機関(市町村等)へ照会する。(統合宛名管理システム、中間サーバー、情報提供ネットワークシステム経由) | 地方税法等の規定に基づき、県税の課税、徴収、滞納処分等に係る事務を行う。 ③情報照会: 減免等の資格情報(障害者情報、生活保護受給情報等)を情報保有機関(市町村等)へ照会する。(統合宛名管理システム、中間サーバー、情報提供ネットワークシステム経由) | 事後 | 記載内容の整理 |
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 | 税務総合オンラインシステムデータベースファイル | 【現行税務システム】 税務総合オンラインシステムデータベースファイル | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 | [○] 評価実施機関内の他部署(市町村課、情報システム課、障害福祉課、福祉指導課) | [○] 評価実施機関内の他部署(市町村課、情報システム課、障害福祉課、福祉政策課) | 事後 | 組織名称変更 |
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 | 4 あて名に関する事務納税義務者情報の特定や突合を行い、税務総合オンラインシステムで保有しているあて名情報の管理を行う。 | 4 あて名に関する事務納税義務者情報の特定や突合を行い、現行税務システムで保有しているあて名情報の管理を行う。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 | 税務総合オンラインシステムの維持管理 | 現行税務システムの維持管理 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容 | 税務総合オンラインシステムの維持管理(障害対応、プログラム改修、データ補正等) | 現行税務システムの維持管理(障害対応、プログラム改修、データ補正等) | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 | 税務総合オンラインシステムの運用管理 | 現行税務システムの運用管理 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|--------------------------|
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容 | 税務総合オンラインシステムの運用管理（サーバ管理、端末管理、システムインテグレート等） | 現行税務システムの運用管理（サーバ管理、端末管理、システムインテグレート等） | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 | <税務総合オンラインシステム及び文書における措置> ①データについては、入退室管理を実施しているサーバ室において保管している。 ②サーバへのアクセスはID、パスワード及び認証デバイスによる認証を必要としている。 ③文書の保管については、パーテーションや受付棚等によって、物理的に外部から手の届かない場所に保管している。事務処理後は、施錠管理した書庫で保管している。 | <現行税務システム及び文書における措置> ①データについては、入退室管理を実施しているサーバ室において保管している。 ②サーバへのアクセスはID、パスワード及び認証デバイスによる認証を必要としている。 ③文書の保管については、パーテーションや受付棚等によって、物理的に外部から手の届かない場所に保管している。事務処理後は、施錠管理した書庫で保管している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 | <統合宛名管理システムにおける措置> ①統合宛名管理システムを含む茨城県行政情報システムクラウド型仮想基盤の機器類はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置されたデータベース内に保存される。 | <統合宛名管理システムにおける措置> ①統合宛名管理システムの機器類はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置されたデータベース内に保存される。 | 事後 | 統合宛名管理システムの更新に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性 | <税務総合オンラインシステム及び文書における措置> 文書等の保存期間について、茨城県文書等整理保存規程において「県税の賦課及び徴収に関する文書等で重要なもの」の保存期間を最長で10年としているため。 | <現行税務システム及び文書における措置> 文書等の保存期間について、茨城県文書等整理保存規程において「県税の賦課及び徴収に関する文書等で重要なもの」の保存期間を最長で10年としているため。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | <税務総合オンラインシステム及び文書における措置> ①保管期間を過ぎたデータはシステムから消去している。 ②保管期間を過ぎた申告書等の紙媒体の特定個人情報については、裁断、溶解処理により処分している。 ③サーバ及び周辺機器等のリース返却時は、職員がソフトウェアによりハードディスク内の情報を消去した後、職員立会いの下でリース業者に物理的破壊を行わせ、そのうえで「データ消去証明書」を提出させる。 ④税務総合オンラインシステムの運用管理及び維持管理委託業者に対しては、契約事項において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに茨城県へ返還するか茨城県の指示に従い破棄させている。 | <現行税務システム及び文書における措置> ①保管期間を過ぎたデータはシステムから消去している。 ②保管期間を過ぎた申告書等の紙媒体の特定個人情報については、裁断、溶解処理により処分している。 ③サーバ及び周辺機器等のリース返却時は、職員立会いの下でリース業者に磁気破壊によるハードディスク内の情報消去及び物理的破壊を行わせ、そのうえで「データ消去証明書」を提出させる。 ④現行税務システムの運用管理及び維持管理委託業者に対しては、契約事項において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに茨城県へ返還するか茨城県の指示に従い破棄させている。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) | (略) | (略) | 事後 | 特定個人情報ファイルが記録される項目に記載を限定 |
| 令和5年12月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | - | (次期税務システムに関する内容を追加) | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の追加 |
| 令和5年12月22日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 | 税務総合オンラインシステムデータベースファイル | 【現行税務システム】税務総合オンラインシステムデータベースファイル | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報に不正な内容 入手の際の本人確認の措置の内容 | ・本人申請の場合（下記の①～③のいずれかの書類の明示を求め、本人確認を実施する。郵送の場合には、これらの書類の写しを添付書類として同封することを求める。） ①個人番号カード ②通知カード及び通知カード記載事項がその者に係るものであることを証する書類（運転免許証、パスポート等の写真付きの身分証明書） ③以下のア及びイの書類ア 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書イ 写真の表示等により本人を特定できる書類 | ・本人申請の場合（下記の①～③のいずれかの書類の明示を求め、本人確認を実施する。郵送の場合には、これらの書類の写しを添付書類として同封することを求める。） ①個人番号カード ②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等の書類 ③上記①から③が困難である場合は、以下の書類を2つ以上 ア 公的医療保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署等から発行された書類その他これに類するもの | 事後 | 記載内容の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|--------------------|
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | ・税務総合オンラインシステムにおいては、税務に関係のない情報を保有しない。 ・税務総合オンラインシステムから他のシステムへの情報照会には業務に必要な情報のみを照会するようにシステムで制限している。 | ・現行税務システムにおいては、税務に関係のない情報を保有しない。 ・現行税務システムから他のシステムへの情報照会には業務に必要な情報のみを照会するようにシステムで制限している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容 | ・税務総合オンラインシステムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止しており、やむを得ず複写する場合は、情報セキュリティ管理者（税務課長、県税事務所長）の許可を前提とすることで、情報管理を実施している。なお、複写したデータについては、暗号化及びパスワード設定をしたうえで情報セキュリティ管理者の監督のもと管理するとともに消去年月日、処分方法を許可申請書に記載させることで併せて管理している。 | ・現行税務システムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止しており、やむを得ず複写する場合は、情報セキュリティ管理者（税務課長、県税事務所長）の許可を前提とすることで、情報管理を実施している。なお、複写したデータについては、暗号化及びパスワード設定をしたうえで情報セキュリティ管理者の監督のもと管理するとともに、消去年月日、処分方法を許可申請書に記載させることで併せて管理している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容 | ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準（※）に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している（※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条）。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、税務総合オンラインシステムに接続しても認識されないよう制御している。 | ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準（※）に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している（※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条）。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、現行税務システムに接続しても認識されないよう制御している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容 | ・税務総合オンラインシステムへのログインはユーザーID、パスワード、認証デバイス（※）によるユーザー認証、ワンタイムパスワードにより制御している。（※認証デバイス：ユーザーを認証するためのデバイス。税務システムではユーザーが直接接することによってログインIDを認証し、ワンタイムパスワードを生成する。） | ・現行税務システムへのログインはユーザーID、パスワード、認証デバイス（※）によるユーザー認証、ワンタイムパスワードにより制御している。（※認証デバイス：ユーザーを認証するためのデバイス。現行税務システムではユーザーが直接接することによってログインIDを認証し、ワンタイムパスワードを生成する。） | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容 | ・税務総合オンラインシステムの利用者及び利用時間を8年間記録し、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行っている。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。 | ・現行税務システムの利用者及び利用時間を8年間記録し、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行っている。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 | ・税務総合オンラインシステムへのログインはユーザーID、パスワード、認証デバイスによるユーザー認証、ワンタイムパスワードにより実施しており、不正なアクセスを制御している。 | ・現行税務システムへのログインはユーザーID、パスワード、認証デバイスによるユーザー認証、ワンタイムパスワードにより実施しており、不正なアクセスを制御している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 | — | ・認証デバイスについては、税務課及び県税事務所のセキュリティ管理者へ交付し、セキュリティ管理者を通して職員へ貸与・返納する。貸与・返納にあたっては、認証デバイスの管理簿を作成し、貸与日や返却日等の記録を残すこととしている。 ・異動や退職で不要になった認証デバイスは、税務課及び県税事務所のセキュリティ管理者にて回収し、税務課のシステム管理者へ返却する。返却された認証デバイスについては、鍵付きのロッカーで保管する。 | 事前 | 記載の追加 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3：従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 | ・税務総合オンラインシステムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止しており、やむを得ず複写する場合は、情報セキュリティ管理者（税務課長、県税事務所長）の許可を前提とすることで、厳格な情報管理を実施している。なお、複写したデータについては、暗号化及びパスワード設定をしたうえで情報セキュリティ管理者の監督のもと管理するとともに消去年月日、処分方法を許可申請書に記載させることで併せて管理している。 | ・現行税務システムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止しており、やむを得ず複写する場合は、情報セキュリティ管理者（税務課長、県税事務所長）の許可を前提とすることで、厳格な情報管理を実施している。なお、複写したデータについては、暗号化及びパスワード設定をしたうえで情報セキュリティ管理者の監督のもと管理するとともに消去年月日、処分方法を許可申請書に記載させることで併せて管理している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|---|------|-------------------------------|
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3：従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 | ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準（※）に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している（※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条）。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、税務総合オンラインシステムに接続しても認識されないよう制御している。 | ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準（※）に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している（※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条）。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、現行税務システムに接続しても認識されないよう制御している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3：従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 | ・税務総合オンラインシステムへのログインはユーザーID、パスワード、認証デバイスによるユーザー認証、ワンタイムパスワードにより実施しており、不正なアクセスを制御している。 | ・現行税務システムへのログインはユーザーID、パスワード、認証デバイスによるユーザー認証、ワンタイムパスワードにより実施しており、不正なアクセスを制御している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3：従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 | — | ・故意に特定個人情報を漏えいした場合等には、地方公務員法、地方税法、個人情報保護法やマイナンバー法による罰則が適用されるため、研修の機会等をとりえ、職員の意識の徹底を図る。 | 事前 | 記載の追加 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 | ・税務総合オンラインシステムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止しており、やむを得ず複写する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を前提とすることで、情報管理を実施している。 | ・現行税務システムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止しており、やむを得ず複写する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を前提とすることで、情報管理を実施している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 | ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準（※）に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している（※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条）。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、税務総合オンラインシステムに接続しても認識されないよう制御している。 | ・データを複写するための外部記録媒体については、庁内の基準（※）に基づき、個々に登録し、情報セキュリティ管理者が管理している（※茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項第19条、25条）。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、現行税務システムに接続しても認識されないよう制御している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ・税務総合オンラインシステムは、シンククライアント方式を採用し、端末自体にデータを保有しないことで、情報セキュリティレベルを高めている。 | ・現行税務システムは、シンククライアント方式を採用し、端末自体にデータを保有しないことで、情報セキュリティレベルを高めている。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認 | ・SEが作業するための開発環境においては、個人番号を表示しない仕組みにしており、実際の個人番号を保有する本番環境のデータを扱う際は、税務課職員監督のもと作業を実施している。 | ・システムエンジニア（以下、「SE」という。）が作業するための開発環境においては、個人番号を表示しない仕組みにしており、実際の個人番号を保有する本番環境のデータを扱う際は、税務課職員監督のもと作業を実施している。 | 事前 | 略称の補記 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他社への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 | ・委託契約書において、外部への漏えい等の事故があった場合は、速やかに茨城県へ報告するよう定めているほか、四半期毎に委託業務の履行検査を実施しており、ルールの遵守を確認している。 | ・委託契約書において、外部への漏えい等の事故があった場合は、速やかに茨城県（税務課）へ報告するよう定めているほか、四半期毎に委託業務の履行検査を実施しており、ルールの遵守を確認している。 | 事前 | 担当課名の記載 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 | ・委託先へのデータ提供は、税務総合オンラインシステム環境内で行っている。委託先は当課で用意した作業場所及び作業端末でのみ税務総合オンラインシステム環境へアクセスが可能なため、外部から不正にアクセスされるリスクは抑制されている。 | ・委託先へのデータ提供は、現行税務システム環境内で行っている。委託先は税務課で用意した作業場所及び作業端末でのみ現行税務システム環境へアクセスが可能なため、外部から不正にアクセスされるリスクは抑制されている。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 担当課名の記載 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 | ・委託契約書において、外部への漏えい等の事故があった場合は、速やかに茨城県へ報告するよう定めているほか、四半期毎に委託業務の履行検査を実施しており、ルールの遵守を確認している。 | ・委託契約書において、外部への漏えい等の事故があった場合は、速やかに茨城県（税務課）へ報告するよう定めているほか、四半期毎に委託業務の履行検査を実施しており、ルールの遵守を確認している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 担当課名の記載 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|-----------------------|
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | <税務総合オンラインシステムにおける措置> 番号法の規定に基づき、必要な情報のみを照会するよう職員への周知を徹底している。 | <現行税務システムにおける措置> 番号法の規定に基づき、必要な情報のみを照会するよう職員への周知を徹底している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報と不正な個人情報が不正であるリスク リスクに対する措置の内容 | <税務総合オンラインシステム運用における措置>情報提供ネットワークシステムを通して取得した特定個人情報については、税務システムに登録してある個人情報と突合を行い、情報の正確性を確認している。 | <現行税務システム運用における措置> 情報提供ネットワークシステムを通して取得した特定個人情報については、現行税務システムに登録してある個人情報と突合を行い、情報の正確性を確認している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 | <税務総合オンラインシステム及び文書における措置> ・サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入退室管理をしている。 | <現行税務システム及び文書における措置> ・サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入退室管理をしている。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 | <統合宛名管理システムにおける措置> ・統合宛名管理システムを含む仮想基盤のサーバは、データセンターに設置され、耐震構造や非常時の自家発電設備を有するほか、入退室管理、有人監視、施錠管理をしている。 | <統合宛名管理システムにおける措置> ・統合宛名管理システムのサーバは、データセンターに設置され、耐震構造や非常時の自家発電設備を有するほか、入退室管理、有人監視、施錠管理をしている。 | 事後 | 統合宛名管理システムの更新に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | <税務総合オンラインシステムにおける措置> ・税務総合オンラインシステムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止しており、やむを得ず複写する場合は、専用の端末から暗号化のうえ、パスワードを設定しないとデータを取り出せない仕組みとなっている。また、情報セキュリティ管理者（税務課長、県税事務所長）の許可を前提とすることで、厳格な情報管理を実施している。なお、複写したデータについては、暗号化及びパスワード設定をしたうえで情報セキュリティ管理者の監督のもと管理するとともに消去年月日、処分方法を許可申請書に記載させることで併せて管理している。 | <現行税務システムにおける措置> ・現行税務システムから外部記録媒体へのデータの複写は原則禁止しており、やむを得ず複写する場合は、専用の端末から暗号化のうえ、パスワードを設定しないとデータを取り出せない仕組みとなっている。また、情報セキュリティ管理者（税務課長、県税事務所長）の許可を前提とすることで、厳格な情報管理を実施している。なお、複写したデータについては、暗号化及びパスワード設定をしたうえで情報セキュリティ管理者の監督のもと管理するとともに消去年月日、処分方法を許可申請書に記載させることで併せて管理している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | ・税務総合オンラインシステムへのアクセスをユーザーID及び認証デバイスパスワードにより管理するとともに、システムの利用者及び利用時間を8年間記録し、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行っている。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。 | ・現行税務システムへのアクセスをユーザーID及び認証デバイスパスワードにより管理するとともに、システムの利用者及び利用時間を8年間記録し、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行っている。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法 | 税務総合オンラインシステムにおいて保管する個人番号は、生死の区別を行わないため、死者の個人番号も他の個人番号と同様に保管している。 | 現行税務システムにおいて保管する個人番号は、生死の区別を行わないため、死者の個人番号も他の個人番号と同様に保管している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容 | ・税務総合オンラインシステムの運用管理及び維持管理委託業者に対しては、契約事項において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに茨城県へ返還するか茨城県の指示に従い破棄させている。 | ・現行税務システムの運用管理及び維持管理委託業者に対しては、契約事項において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに茨城県へ返還するか茨城県の指示に従い破棄させている。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|-----------------------------|
| 令和5年12月22日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 | — | (次期税務システムに関する内容を追加) | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の追加 |
| 令和5年12月22日 | Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法 | <税務総合オンラインシステム運用における措置> ・年に1回県税事務所に対して行う税務事務調査において、情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の適切な取扱いに関するチェックを実施している。 | <現行税務システム及び次期税務システム運用における措置> ・年に1回県税事務所に対して行う税務事務調査において、情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の適切な取扱いに関するチェックを実施している。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 |
| 令和5年12月22日 | Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①監査 具体的な内容 | <税務総合オンラインシステム運用における措置> ・内部監査 年1回、県税事務所に対して情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する税務事務調査を実施する。 ・外部監査 庁内情報所管課(情報システム課)による情報セキュリティに係る外部監査を受けている。 | <現行税務システム及び次期税務システム運用における措置> ・税務課による税務事務調査 年1回、県税事務所に対して情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する税務事務調査を実施する。 ・監査委員会事務局による定期監査 年1回、税務課及び県税事務所に対して、県の監査委員会事務局による定期監査を実施する。 ・内部監査 庁内情報所管課(情報システム課)による情報セキュリティに係る外部監査を受けている。 ・外部監査 外部専門家による情報セキュリティ外部監査を受けている。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 記載の追記 |
| 令和5年12月22日 | Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 | <税務総合オンラインシステム運用における措置> ・職員(会計年度任用職員含む)に対する新任税務職員研修において、情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する研修を年1回実施している。 ・庁内個人情報所管課(総務課)及び庁内情報所管課(情報システム課)による個人情報、特定個人情報及び情報セキュリティに関するeラーニングを職員(会計年度任用職員含む)に受講させている。庁内個人情報所管課を中心に受講状況の把握を行っており、未受講者の確認を行い、受講を促している。 ・年1回実施する税務事務調査により実地にて、県税事務所の担当者に対して情報セキュリティに関して調査を行うとともに適宜指導、啓発を実施している。 ・委託業者に対しては、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複製禁止等を定めた秘密保持契約を締結するとともに各作業従事者から情報セキュリティ遵守に関する同意書を提出させている。 | <現行税務システム及び次期税務システム運用における措置> ・職員(会計年度任用職員含む)に対する新任税務職員研修において、情報セキュリティ対策や個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する研修を年1回実施し、税務課において受講状況の把握を行っている。 ・庁内個人情報所管課(総務課)及び庁内情報所管課(情報システム課)による個人情報、特定個人情報及び情報セキュリティに関するeラーニング(パソコン等を使用した研修)を職員(会計年度任用職員含む)に受講させ、情報漏えいを防ぐために必要な知識の習得を図る。庁内個人情報所管課(総務課)を中心に受講状況の把握を行い、受講者からの修了証の提出により受講の確認を行う。 ・年1回実施する税務事務調査により実地にて、県税事務所の担当者に対して情報セキュリティに関して調査を行うとともに適宜指導、啓発を実施している。 ・県庁内で情報セキュリティ事案が発生した際は、その内容をすみやかに税務課及び各県税事務所に共有し、事案発生防止について啓発を行っている。 ・委託業者に対しては、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複製禁止等を定めた秘密保持契約を締結するとともに各作業従事者から情報セキュリティ遵守に関する同意書を提出させている。 | 事前 | 次期税務システム導入に伴う記載の修正 記載の追記 |
| 令和5年12月22日 | Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法 | 茨城県ホームページ、税務課(県庁舎8階)、行政情報センター(県庁舎3階)、県立図書館、各県民センター県民福祉課、各県税事務所及び支所において全項目評価書を公開し、郵送、FAX、電子メールにて意見を受け付けた。 | 茨城県ホームページ、税務課(県庁舎8階)、行政情報センター(県庁舎3階)、県立図書館、各県民センター県民福祉課、各県税事務所及び支所において全項目評価書を公開し、いばらき電子申請・届出サービス、郵送、FAX、電子メールにて意見を受け付けた。 | 事前 | 県民からの意見募集の結果を反映 |
| 令和5年12月22日 | Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間 | 令和2年3月19日(木)から令和2年4月20日(月)まで(33日間) | 令和5年9月15日(金)から令和5年10月20日(金)まで(36日間) | 事前 | 県民からの意見募集の結果を反映 |
| 令和5年12月22日 | Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容 | 意見なし | (略) | 事前 | 県民からの意見募集の結果を反映 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--------------------------------|---|------|------------------|
| 令和5年12月22日 | VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映 | — | ①有(具体的な管理方法に関する記載を追記) ②有(リスクに対する措置の内容に関する記載を追記) ③有(具体的な課名、対象となる部局名を追記) ④有(特定個人情報提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法に関する記載を追記) ⑤有(監査、教育・啓発に関する記載を追記) ⑥有(研修の受講状況の確認に関する記載を追記) | 事前 | 県民からの意見募集の結果を反映 |
| 令和5年12月22日 | VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日 | 【諮問】令和2年5月18日 【答申】令和2年6月29日 | 【諮問】令和5年11月17日 【答申】令和5年12月11日 | 事前 | 再実施に係る第三者点検結果の反映 |